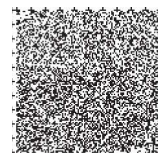


おおた子ども・子育て かかやきプラン

大田区子ども・子育て支援事業計画
第3期大田区次世代育成支援行動計画

平成 27 年 3 月

大 田 区



おおた子ども・子育てかがやきプランの策定にあたって

少子高齢化の進展による家族形態の変化や地域コミュニティの希薄化、女性の活用促進や雇用形態の多様化など、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なからず存在し、地域における新しい子育て支援の仕組み作りや、保育園における待機児童解消は喫緊の課題となっています。

子どもは社会の希望、未来を担う地域の宝であり、区は安心して子どもを産み育てることができる地域づくりをめざし、最近5年間で2千名を超える保育定員の増加や、多様な保育サービスの提供など、総合的な子育て支援を推進してまいりました。

本年4月からは、子ども・子育て支援法など関連三法に基づく子ども・子育て支援新制度が新たにスタートします。新制度では、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童を解消し、子育て環境を整備する等の事業計画を各自治体が定めることとされており、このたび、「大田区子ども・子育て支援事業計画」と「第3期大田区次世代育成支援行動計画」を包含した計画を策定いたしました。

本計画は、上位計画である大田区基本構想、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」（後期）との整合と、子育て支援に関連する各分野の個別計画との連携・整合を図りながら策定しています。計画の推進にあたっては、関係機関と連携し、新たな課題や環境の変化にも対応してまいりますので、区民の皆様のご協力とご理解をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただいた「大田区子ども・子育て会議委員」の皆様や、各種調査、パブリックコメントなどにご協力いただいた区民の皆様に、心より感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

大田区長

目次

第1章 計画策定の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	5
5	計画の推進	6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1	人口と出生の現状	7
2	子育て支援の現状	11
3	アンケートからみられる現状	22
4	次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	37
5	大田区の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	41

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念と基本的な視点	43
2	施策の体系	48

第4章 施策の展開

基本目標1	地域における子育て支援体制を充実します	54
基本目標2	仕事と子育ての両立を支援します	57
基本目標3	親と子どもの健康の確保及び増進を図ります	60
基本目標4	子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します	64
基本目標5	子育てにやさしいまちをつくります	69
基本目標6	特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします	72

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	77
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方	78
3	各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び その実施時期	79
4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び その実施時期	86
5	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する 体制の確保に関する事項	100

第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	101
2	国・都等との連携	101

資料編

1	大田区子ども・子育て会議条例	103
2	大田区子ども・子育て会議条例施行規則	105
3	策定経過	106
4	大田区子ども・子育て会議委員名簿	108
5	用語解説（50音順）	109

1 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても、現在の傾向が続けば、33年後には日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。



子どもは未来の宝・夢をつなぐ架け橋であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

区においては、平成16年度に「おおた子育てすくすくプラン 大田区次世代育成支援行動計画・前期行動計画（平成17年度から平成21年度）」、平成21年度に「おおたのびのび子育てプラン 大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画（平成22年度から平成26年度）」を策定し、子育て支援施策を着実に推進してきました。

前期行動計画では、核家族化の進展や社会状況の変化など、子育てをめぐる環境の変化に対応するため、かつての家族や地域が担っていた子どもや青少年を育成する機能を現代社会にふさわしい形で再構築し、「新たな支えあいと連携による子育て支援」の体制づくりを目指してきました。

一方、後期行動計画では、平成20年度に議決された「大田区基本構想」と、それに基づく大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」を踏まえ、区民一人ひとりの力を源とする地域力により、安心して子どもを産み、健やかに育ち、成長する子どもを見守るために、家庭、地域、区が連携をしていくことを目指してきました。

しかし、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を感じる家庭もあり、子どもや子育てをめぐる環境は、依然として課題があります。また、待機児童の解消など、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」(※注1)が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②待機児童を解消し、子育てしやすい環境の整備、③幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充と質の向上、④地域の多様な子育て支援の充実、を目指しています。

また、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

大田区では、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、教育(幼稚園)や保育所、その他子どもに対する子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるようにします。

また、大田区次世代育成支援行動計画を踏まえながら、平成27年度から31年度の5か年を計画期間とした、「大田区子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という)を策定します。

平成26年3月に「おおた未来プラン10年(後期)」を策定し、「未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします」を子育て分野における個別目標として設定しています。本計画は、こうした区の基本構想・基本計画の目標を実現していくための個別計画として、戦略的な取り組みを推進します。

(※注1) 子ども・子育て関連3法

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」を根拠にした計画です。同法第77条第1項に基づき設置している「大田区子ども・子育て会議」における委員の意見や、公聴会^{※2}で寄せられた意見を踏まえ策定しました。

また、「大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画（おおたのびのび子育てプラン）の後継計画として、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「大田区次世代育成支援行動計画」を包含しています。

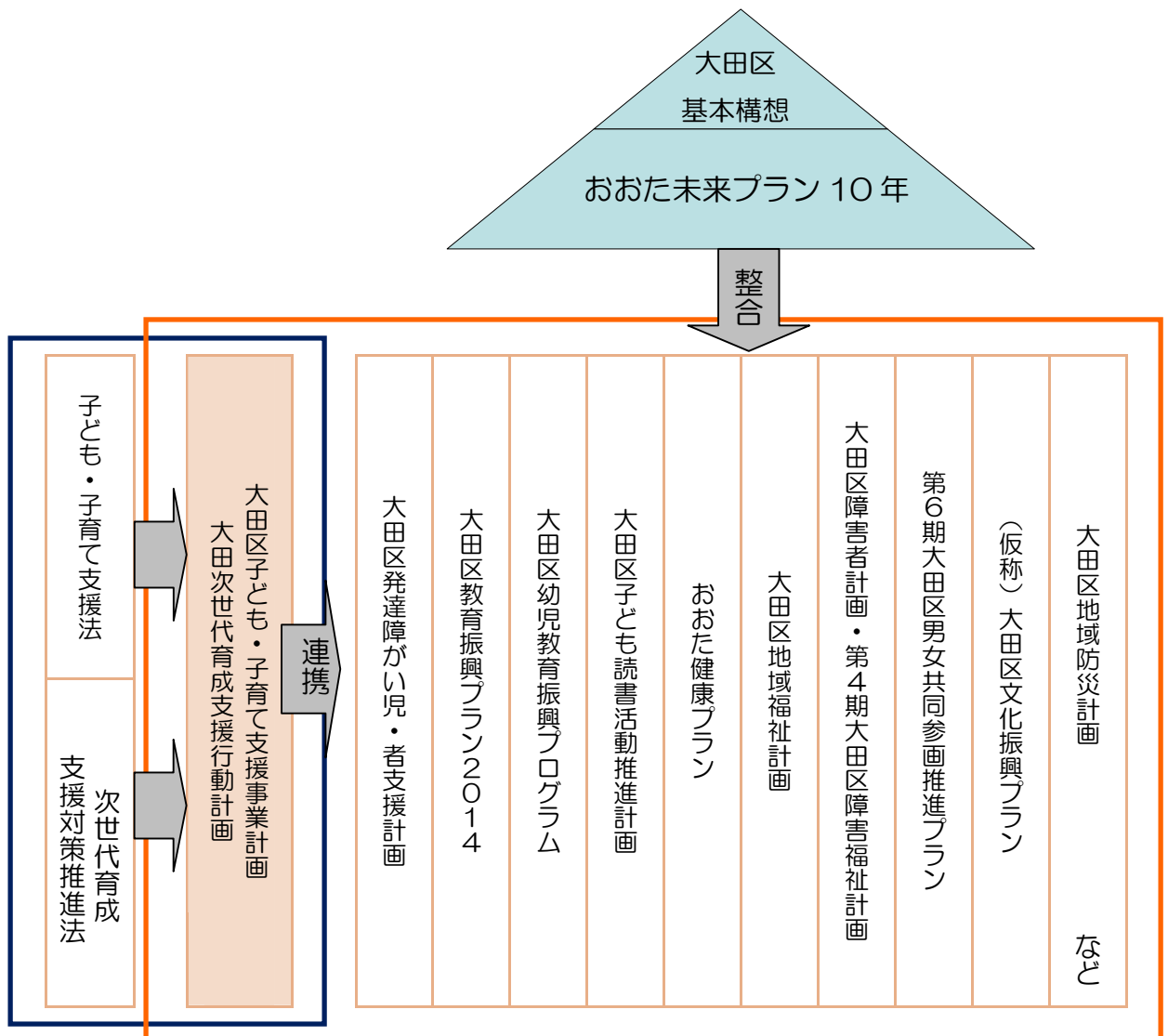
（※2）国または地方公共団体において、重要な事案について利害関係者・学識経験者などから意見を聴く制度。

- 本計画の対象は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもとその家庭とします。

(2) 関連計画との連携

- 本計画は、子どもの「育ち」と子育て家庭を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域社会が一体となって子育てを推進するための「区の取り組み」として位置づけます。
- 本計画は、上位計画である大田区基本構想、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」（後期）との整合性を図ります。
- 本計画は、子育て支援に関連する各分野の部門別計画との連携・整合を図ります。
- 新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に本計画を推進します。

【 計画の位置づけ 】



3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしていることから、本計画は平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

また、区をとりまく社会経済状況を踏まえ、計画の中間年において計画の見直しを行うものとしてします。

【 計画期間 】

平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
策定					

4 計画の策定体制

(1) 区民ニーズ調査の実施

本計画を策定するため「大田区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。調査対象は、就学前児童の保護者（0歳～5歳 6,000人無作為抽出）、小学生児童の保護者（6歳～11歳 2,000人無作為抽出）を抽出し、実施しました。

併せて、大田区在住の中高生を対象に「子ども・子育て支援事業計画 アンケート調査（中高生世代）」を実施し、中高生の日頃の生活状況、地域活動、将来の生活などの意向、要望等の把握を行いました。

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率	調査期間
就学前児童の保護者	6,000通	3,199通	53.3%	平成25年11月13日 ～25日
小学生児童の保護者	2,000通	1,155通	57.8%	平成25年11月13日 ～25日
中高生世代	1,000通	400通	40.0%	平成26年6月4日 ～18日

(2) 「大田区子ども・子育て会議」の開催

本計画へ子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による区民、学識経験者、子育て支援事業者等で構成する「大田区子ども・子育て会議」を開催し、子ども・子育て支援事業計画並びに第3期次世代育成支援行動計画の内容について審議しました。

5 計画の推進

(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法の基本指針に基づき、教育・保育の量の見込み及び確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を定めます。

(2) 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、計画事業の進捗状況を把握し、これを基に「大田区子ども・子育て会議」において施策の成果の検証、評価を行い、その結果を公表します。

併せて、「大田区子ども・子育て会議」では、計画全体についても点検、評価を行い、その結果を踏まえて計画の中間見直しを行うこととします。

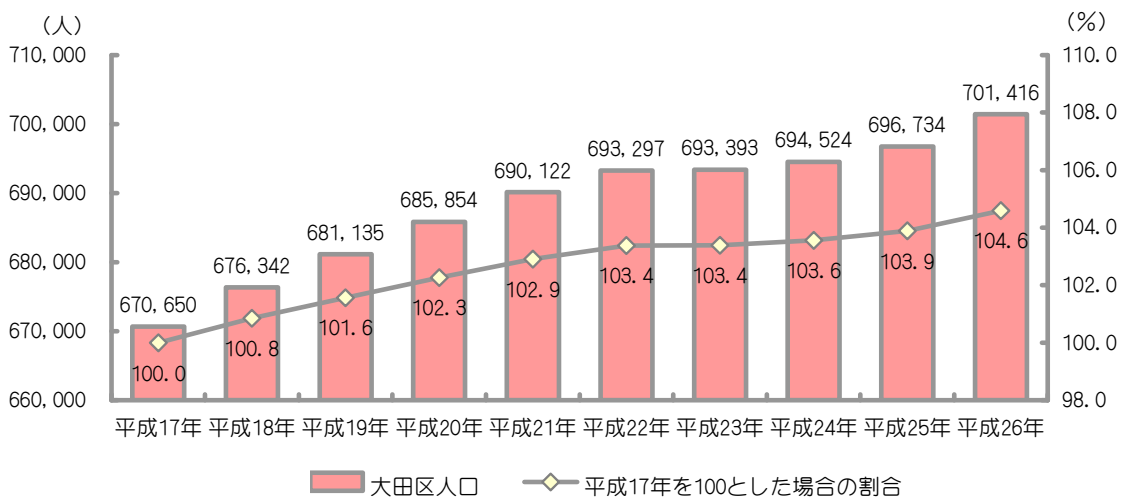
1 人口と出生の現状

(1) 区の人口の推移



大田区の人口は、平成17年から平成21年まで年間約4,000～5,000人のペースで増加していましたが、平成21年以降は微増傾向で推移しています。平成26年の人口は701,416人となっており、平成17年と比べ30,766人増加しています。

【 大田区の人口の推移 】

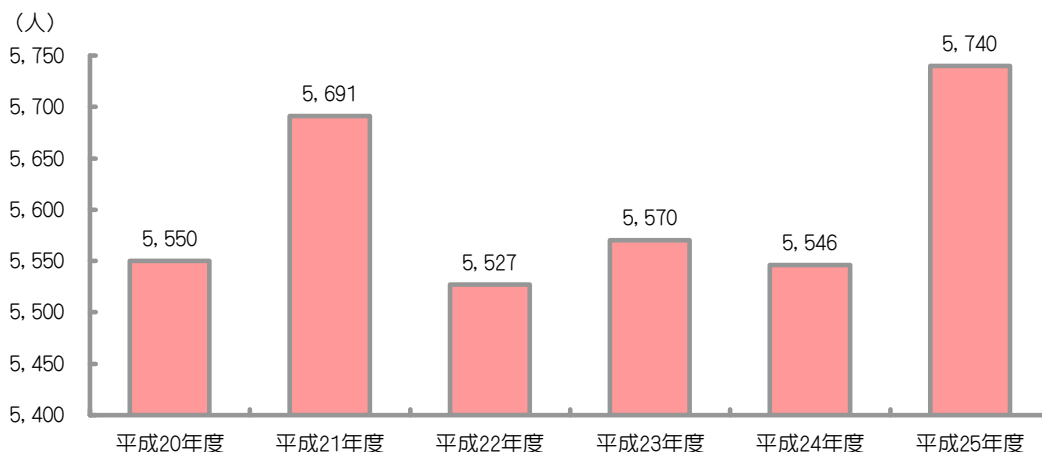


資料：大田区調べ（各年1月1日現在）

(2) 出生人口

大田区の出生人口は、5,500人～5,600人台で推移していましたが、平成24年度から25年度にかけて増加し、平成25年度には5,740人となっています。

【 出生人口の推移 】

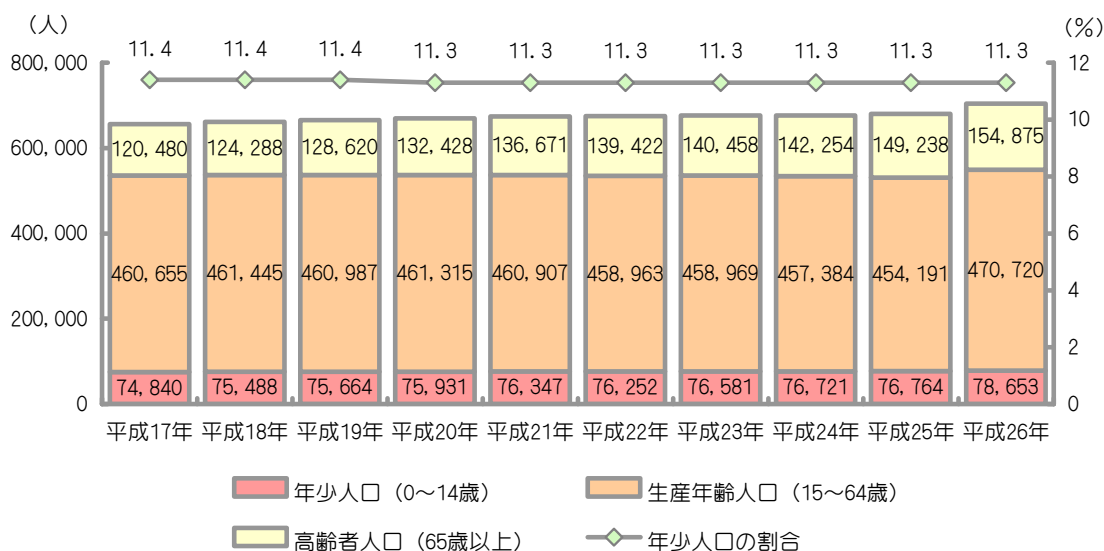


資料：人口動態統計速報（確定値）

(3) 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

大田区の年齢三区分別人口は、14歳以下の年少人口は微増傾向で推移しており、平成26年は78,653人と平成17年に比べ約3,800人増加しているものの、それ以上に高齢者人口の伸びが大きいことから年少人口の割合は横ばいで推移しています。

【 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合 】

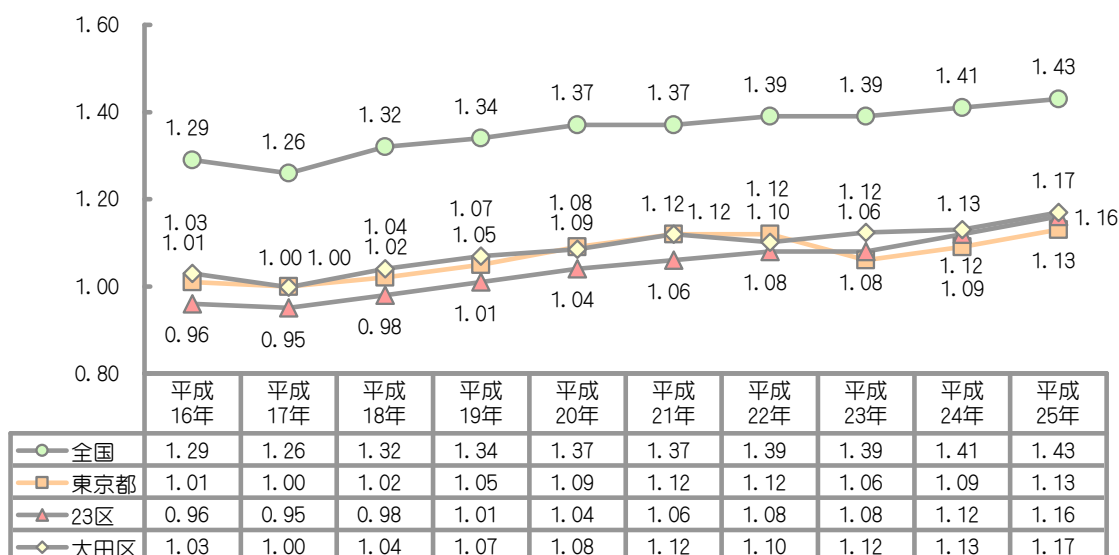


資料：人口動態統計速報（確定値）

(4) 合計特殊出生率

我が国の現在の人口を維持するためには合計特殊出生率は2.07必要とされています。大田区の合計特殊出生率は、全国の水準を下回って推移していますが、概ね上昇傾向にあり、平成25年には1.17と、東京都や23区の平均を上回っています。

【 合計特殊出生率の推移 】

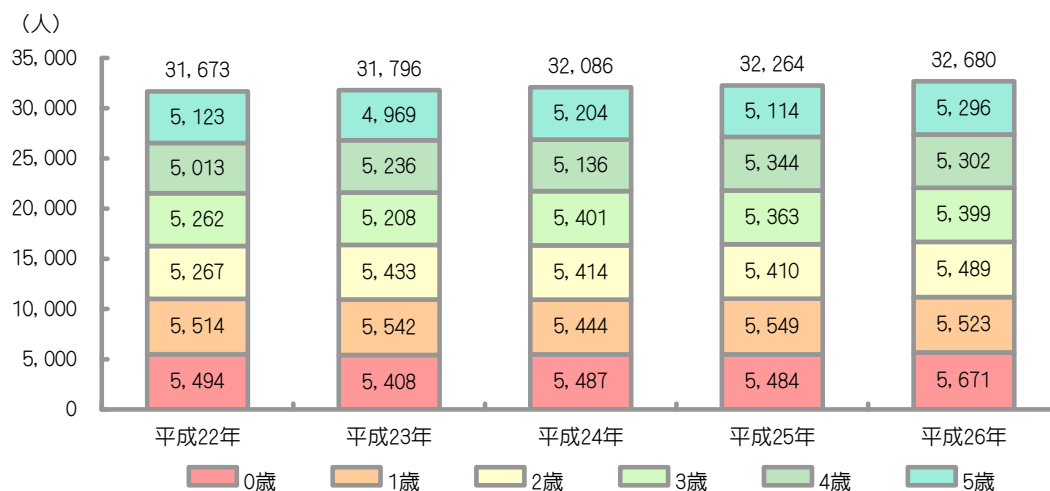


資料：人口動態調査

(5) 就学前人口の推移

大田区の就学前人口（0歳～5歳）は、全体で見ると微増傾向となっています。

【 就学前人口の年齢別推移 】

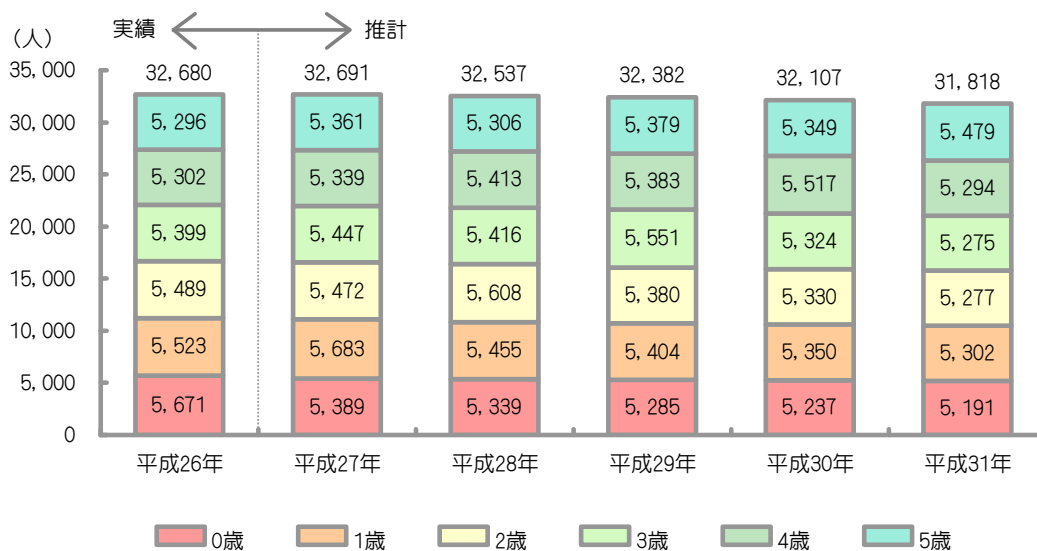


資料：大田区調べ（各年4月1日現在）

(6) 就学前人口の年齢別推計

大田区の就学前人口の将来推計は、平成27年以降0歳の人口の減少に伴い、全体で減少していくことが推測されます。

【 就学前人口の年齢別推計 】



資料：大田区調べ

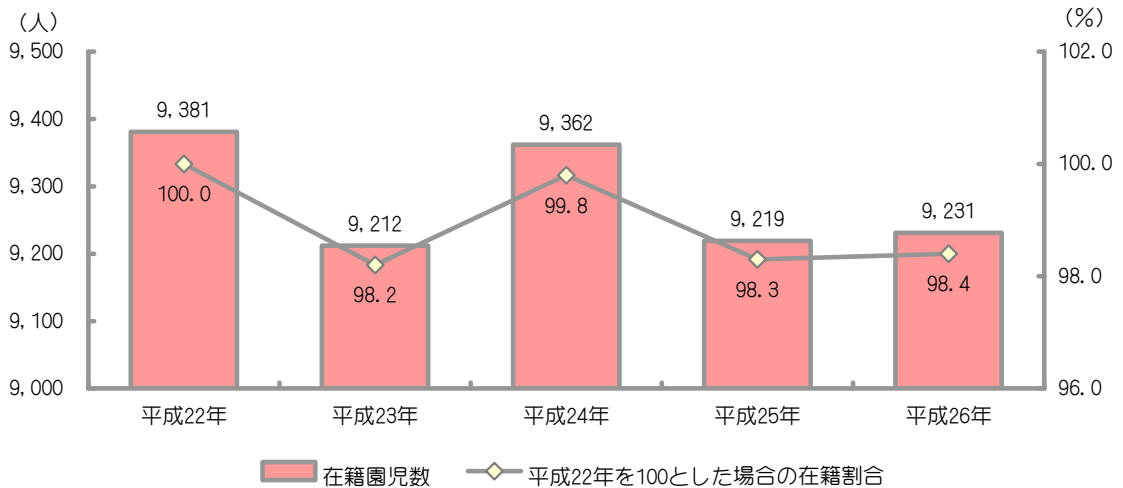
2 子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の現状

① 幼稚園の在籍者数

幼稚園の在籍者数は、平成26年で9,231人となっています。

【 幼稚園の在籍者数の推移 】

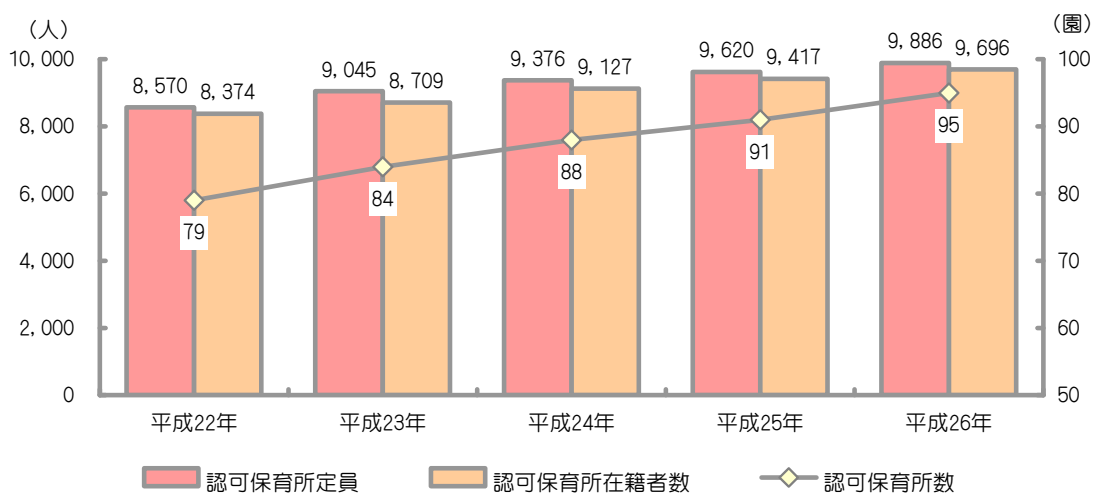


資料：大田区調べ（各年5月1日現在）

② 認可保育所の定員・在籍者数・施設数

認可保育所の定員・在籍者数は、平成23年以降大きく増加しており、定員は平成22年の8,570人から平成26年の9,886人と、1,316人増加しています。また、施設数は平成22年の79施設から平成26年は95施設と16施設増加しています。

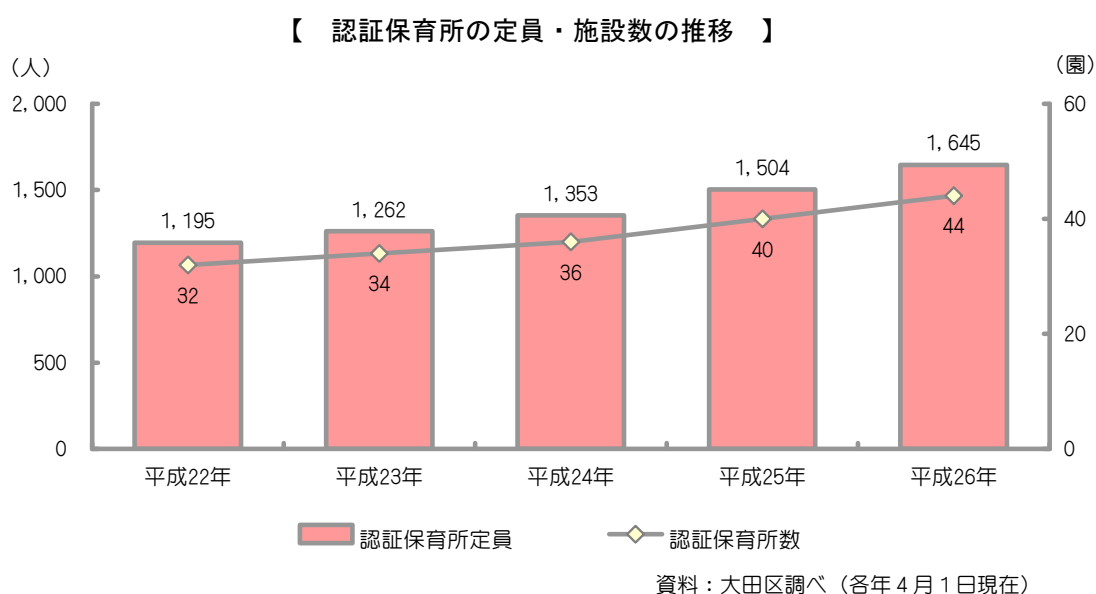
【 認可保育所の定員・在籍者数・施設数の推移 】



資料：大田区調べ（各年4月1日現在）

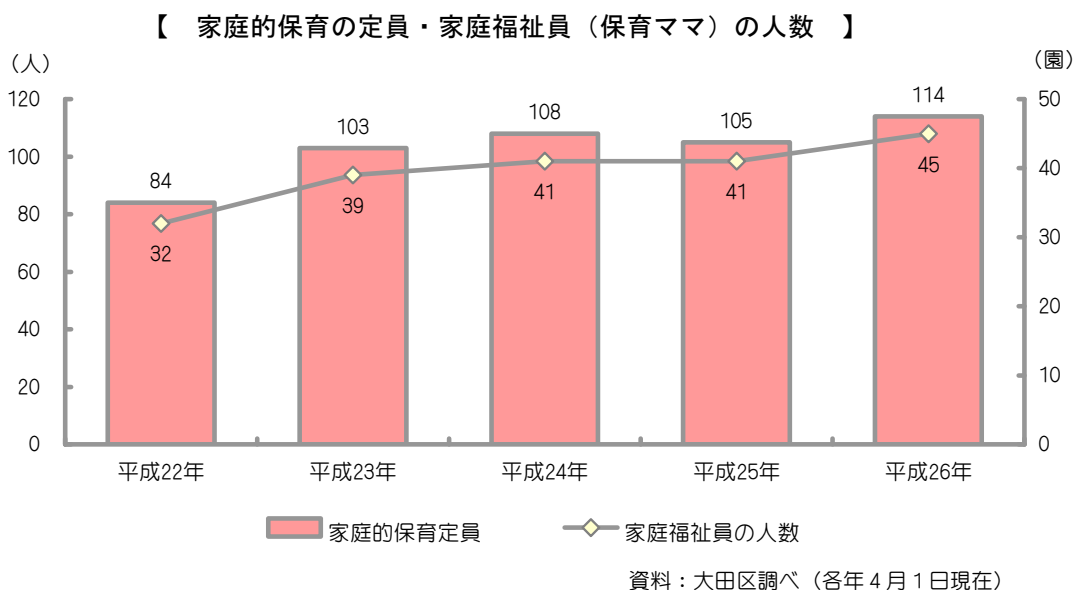
③ 認証保育所の定員・施設数

認証保育所は、定員・施設数ともに年々増加しています。定員は、平成 22 年の 1,195 人から平成 26 年の 1,645 人と、450 人増加しています。また、施設数は平成 22 年の 32 園から平成 26 年の 44 園と 12 園の増加となっています。



④ 家庭的保育の定員・家庭福祉員（保育ママ）の人数

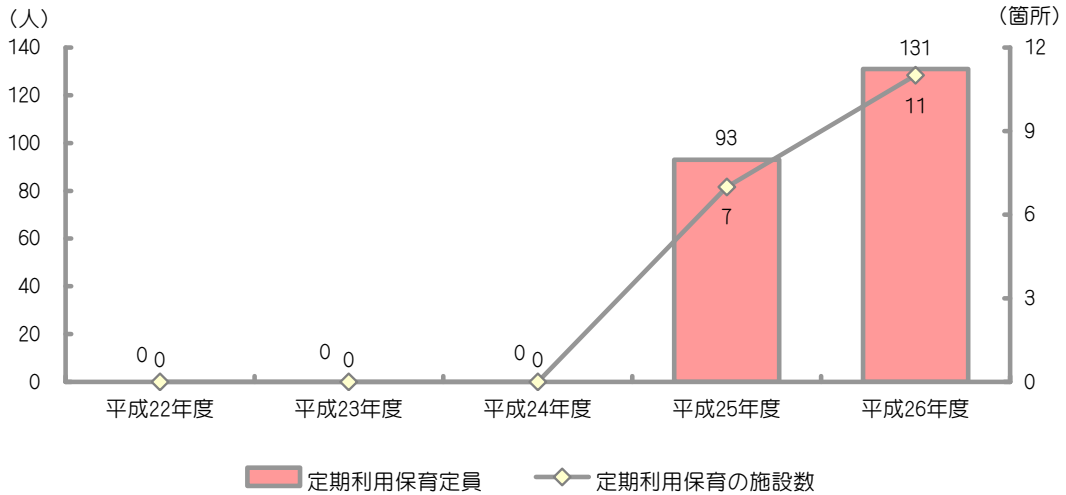
家庭的保育の定員は、平成 22 年の 84 人から平成 26 年の 114 人と、30 人増加しています。家庭福祉員（保育ママ）数は、平成 22 年の 32 人から平成 26 年の 45 人と 13 人増加しています。



⑤ 定期利用保育

保護者の多様化する就労形態やライフスタイルに対応するため、定期利用保育を平成24年6月から実施しています。

【 定期利用保育の定員・施設数の推移 】

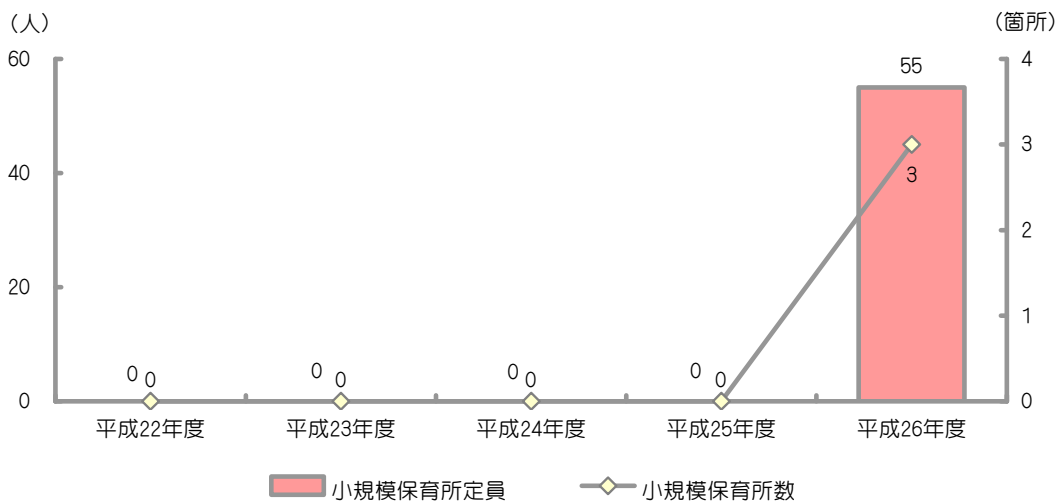


資料：大田区調べ（各年4月1日現在）

⑥ 小規模保育所

待機児解消に向けた取り組みとして、区が設備及び運営等の基準を定めた定員19名までの小規模な保育を平成25年11月から実施しています。

【 小規模保育所の定員・施設数の推移 】



資料：大田区調べ（各年4月1日現在）

(2) 教育・保育施設の利用の推移

教育・保育施設の利用の推移をみると、定員、利用者数は年々増加しています。
 年齢別にみると、3歳～5歳では横ばいで推移しているのに対し、0歳～2歳は大きく増加しています。
 また、認可保育所への申込者数も年々上昇傾向にあります。
 待機児童数は年度により増減があるものの、平成26年度は、613人と過去5年間で最も多くなっています。

【 教育・保育施設の利用の推移（全体） 】

年度	0～5歳児の人口 (A)	区内施設定員(B)	区民利用者計(C)	区内施設定員率(B)/(A)	利用率(C)/(A)	認可保育所申込者数	待機児童数	未利用者数
平成22年度	31,673人	17,951人	17,755人	56.68%	56.06%	2,379人	402人	13,135人
平成23年度	31,796人	18,257人	17,921人	57.42%	56.36%	2,800人	396人	13,012人
平成24年度	32,086人	18,738人	18,489人	58.40%	57.62%	2,785人	392人	13,136人
平成25年度	32,264人	18,839人	18,636人	58.39%	57.76%	2,955人	438人	12,828人
平成26年度	32,680人	19,117人	18,927人	58.50%	57.92%	3,346人	613人	13,812人

資料：大田区調べ

- ※ 定員は区内施設の定員。ただし、幼稚園は在園児数で把握。
- ※ 区民利用者は区内及び区外施設の区民の利用者。(認可施設)
- ※ 平成25年度以降の人口は、外国人が含まれます。(以下、同じ)

【 教育・保育施設の利用の推移（0歳～2歳） 】

年度	0～2歳児 の人口 (A)	区内施設 定員(B)	区民 利用者計 (C)	区内施設 定員率 (B)/(A)	利用率 (C)/(A)	認可保育所 申込者数	待機 児童数	未利用者 数
平成22年度	16,275人	3,496人	3,476人	21.48%	21.36%	2,213人	374人	12,448人
平成23年度	16,383人	3,735人	3,708人	22.80%	22.63%	2,470人	353人	12,331人
平成24年度	16,345人	3,901人	3,882人	23.87%	23.75%	2,549人	365人	12,194人
平成25年度	16,443人	3,998人	3,987人	24.31%	24.25%	2,650人	377人	12,071人
平成26年度	16,683人	4,118人	4,092人	24.68%	24.53%	3,052人	551人	12,591人

資料：大田区調べ

【 教育・保育施設の利用の推移（3歳～5歳） 】

年度	3～5歳児 の人口 (A)	区内施設 定員(B)	区民 利用者計 (C)	区内施設 定員率 (B)/(A)	利用率 (C)/(A)	認可保育所 申込者数	待機 児童数	未利用者 数
平成22年度	15,398人	14,455人	14,279人	93.88%	92.73%	166人	28人	762人
平成23年度	15,413人	14,522人	14,213人	94.22%	92.21%	330人	43人	848人
平成24年度	15,741人	14,837人	14,607人	94.26%	92.80%	236人	27人	855人
平成25年度	15,821人	14,841人	14,649人	93.81%	92.59%	305人	61人	858人
平成26年度	15,997人	14,999人	14,835人	93.76%	92.74%	294人	62人	1,162人

資料：大田区調べ

(3) 保育サービスアドバイザー

区では、区民からの相談に対応するために、保育サービスアドバイザーを配置しています。保育施設の情報提供や制度の説明を行い、利用者の個別ニーズに寄り添った相談・案内・助言を行います。

【 保育サービスアドバイザー相談受付件数 】

平成 25 年度	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
相談受付件数	734 件	516 件	269 件	315 件	360 件	359 件
平成 26 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
相談受付件数	383 件	392 件	494 件	441 件	321 件	557 件

資料：大田区調べ

(4) 地域子育て支援拠点事業

区では、地域子育て支援拠点事業として、児童館、子ども家庭支援センターがそれぞれ実施する、乳幼児、児童とその保護者等を対象とし、乳幼児親子がふれあい、くつろげる場と子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場を提供する事業を展開しています。

利用者数は、平成 21 年度に比べ約 3 割増となっています。

このほか、保健所、こども発達センターわかばの家、幼児教育センター、教育センター、幼稚園、認可保育所などで子育て相談を実施しています。

【 地域子育て支援拠点事業利用者数の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	246,225 人	293,654 人	293,115 人	397,499 人	329,789 人

資料：大田区調べ

(5) 放課後児童健全育成事業

就労等のため昼間保護者のいない家庭の小学校1年生～3年生児童の安全と健全育成を図る学童保育事業を実施しています。

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学童保育利用者数	3,727人	3,815人	3,756人	3,826人	3,946人

資料：大田区調べ

(6) 妊婦健康診査

妊婦健康診査費用を14回まで、超音波検査費用を1回助成しています。

【 妊婦健康診査 】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
出生数	5,691人	5,527人	5,570人	5,546人	5,740人	
1回目	5,766人	5,652人	5,655人	5,865人	5,872人	
2回目以降	54,431件	55,088件	54,743件	56,779件	57,770件	
超音波検査	4,220人	4,465人	4,649人	4,805人	4,841人	
里帰り等費用助成	1,600件	1,680件	1,710件	1,382件	1,720件	
(再掲)費用助成 費用助成 費用助成	1回目	394人	422人	387人	263人	332人
	2回目以降	10,416件	11,169件	11,142件	8,604件	10,149件
	超音波検査	661人	620人	357人	177人	222人

資料：出生数「人口動態統計」
妊婦健康診査「大田区調べ」

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）

すべての乳児家庭を生後4か月までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境の確認及び子育て情報の提供を行っています。

【 すこやか赤ちゃん訪問人数 】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生数	5,691人	5,527人	5,570人	5,546人	5,740人
訪問数	4,773人	5,235人	5,512人	5,583人	5,476人

資料：出生数「人口動態統計」
すこやか赤ちゃん訪問「大田区調べ」

※ 平成20年度は生後2か月、平成21年度から生後4か月までを対象。

(8) 養育支援訪問事業

乳幼児の養育に対し家庭内では支援を求めることが困難な状況にある場合、保健所の保健師などと連携して助産師やヘルパーを派遣し、乳幼児を養育する方の負担を軽減しています。訪問世帯数は年々増加しています。

【 養育支援家庭訪問 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問世帯数	22 世帯	25 世帯	29 世帯	38 世帯	48 世帯

資料：大田区調べ

(9) 要保護児童等に対する支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議・個別ケース会議）を開催し、児童虐待防止ネットワークを構築しています。

また、要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止ネットワーク強化のためのマニュアルを作成しています。

【 要保護児童等に対する支援に資する事業 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
要保護児童対策地域協議会代表者会議	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
要保護児童対策地域協議会実務者会議	8 回	8 回	8 回	8 回	8 回
個別ケース会議	91 回	122 回	121 回	114 回	122 回

資料：大田区調べ

平成 25 年度の虐待相談件数は、平成 21 年度と比較し、2倍以上の増加となっています。

【 虐待相談件数 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
虐待相談件数	224 件	378 件	402 件	315 件	460 件

資料：大田区調べ

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ/トワイライトステイ） ●●●

① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

出張、入院、出産、看護・介護、冠婚葬祭などで、家庭での養育が一時的に困難なときに提供する宿泊型のサービスです。（原則として7日以内）

② 夜間養護等（トワイライトステイ・休日ディサービス）事業

残業、入院、出産、看護・介護、冠婚葬祭などで、帰宅が遅い場合や、日曜、休日に子どもを預かり、食事等を提供するサービスです。

【 子育て短期支援事業 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
短期入所生活援助（ショートステイ）事業 利用者数（延べ人数）	710 人	558 人	372 人	468 人	646 人
夜間養護等 （トワイライトステイ・ 休日ディサービス）事 業利用者数（延べ人数）	2, 102 人	1, 529 人	1, 201 人	792 人	656 人

資料：大田区調べ

(11) ファミリー・サポート・センター事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援する事業です。

利用会員数、提供会員数ともに、平成 21 年度と 25 年度を比較するとその数は増えています。

【 ファミリー・サポートおおた 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
提供会員数	449 人	557 人	614 人	607 人	632 人
利用会員数	2, 606 人	2, 721 人	2, 650 人	2, 628 人	2, 724 人
両方会員数	66 人	64 人	65 人	56 人	37 人
援助活動件数	10, 082 件	9, 499 件	10, 841 件	10, 819 件	11, 402 件

資料：大田区調べ

(12) 一時預かり事業

緊急一時保育事業及び緊急保育事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児を、区立保育園その他の保育施設で預かり、保育する事業です。

区立保育園での利用者数は年々増加しています。

また、保護者の用事やリフレッシュ等の理由を問わない一時預かり事業を、子ども家庭支援センター一時保育室等で実施しています。

【 緊急一時保育（区立保育園） 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	107 人	122 人	138 人	141 人	157 人

資料：大田区調べ

【 緊急一時保育（私立保育園） 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延利用日数	—	—	410 日	565 日	541 日

資料：大田区調べ

【 緊急保育（認証保育所・定期利用保育室） 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延利用者数	116 人	119 人	87 人	72 人	81 人
延利用日数	2,881 日	2,282 日	2,081 日	1,654 日	1,867 日

資料：大田区調べ

【 一時預かり事業（子ども家庭支援センター等） 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延利用人（日）数	4,732 人	3,641 人	3,875 人	3,611 人	4,777 人
箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	4 箇所

資料：大田区調べ

(13) 時間外保育事業

認可保育所では、11時間の開所時間を超えて保育を実施しています。時間外保育を実施している園は、平成22年度から26年度の5年間で、全体で16園増加しています。

【 時間外保育事業 】

項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	実施園数	定員	実施園数	定員	実施園数	定員
区立保育園	56園	1,202人	55園	1,192人	54園	1,177人
私立保育園	21園	410人	27園	540人	32園	640人

項目	平成25年度		平成26年度	
	実施園数	定員	実施園数	定員
区立保育園	52園	1,137人	50園	1,107人
私立保育園	37園	740人	43園	860人

資料：大田区調べ

(14) 病後児保育事業

病気回復期にある児童を保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的としています。利用者数は、平成25年度で3,722人と、21年度と比べ4割以上増加しています。

【 病後児保育事業 】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	2,624人	3,149人	3,673人	3,619人	3,722人

資料：大田区調べ

3 アンケートからみられる現状

—大田区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（平成25年11月実施）集計結果より—
—中高生世代アンケート調査（平成26年6月実施）集計結果より—

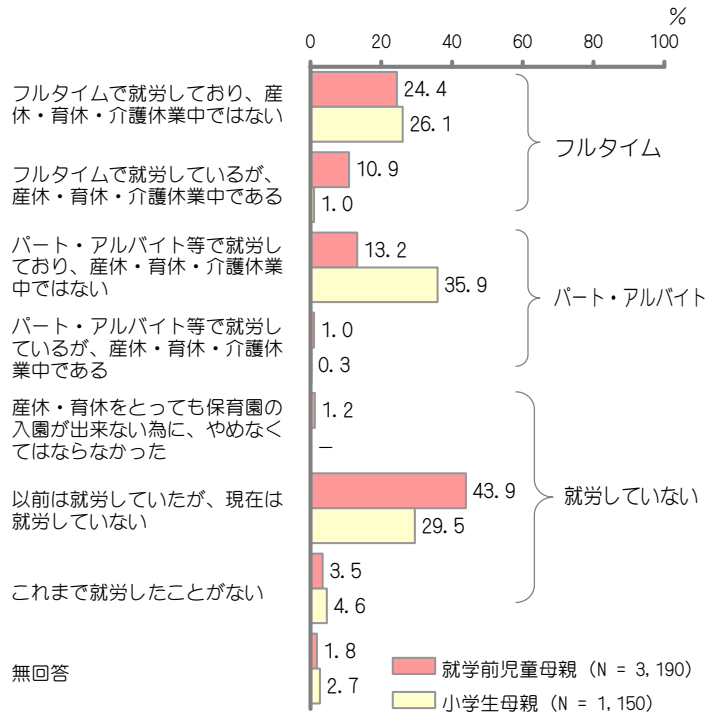
(1) 母親の就労状況と意向について

① 母親の就労状況

・就学前児童の母親の現在の就労状況【就学前児童・小学生調査】

状況は、産休等を含めたフルタイムは35.3%、産休等を含めたパート・アルバイトは14.2%、未就労は48.6%という構成になっています。

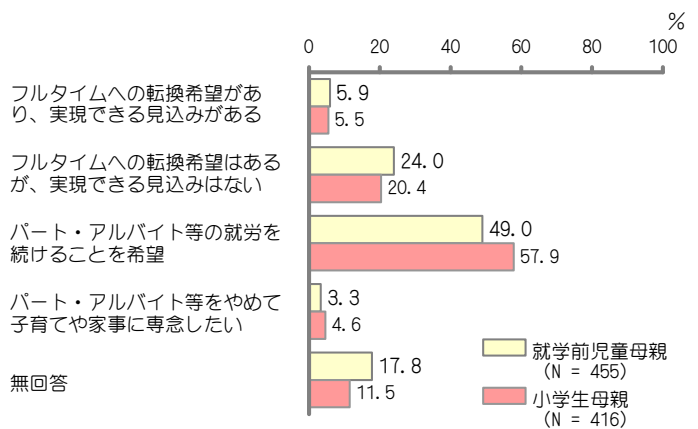
・小学生児童の母親になると、産休等を含めたフルタイムは27.1%、産休等を含めたパート・アルバイトは36.2%、未就労は34.1%という構成になっており、就学前児童の保護者の就労状況と比べ、パート・アルバイトの割合が多くなっています。



② パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望

・就学前児童の母親のうちパート・アルバイトで就労している人【就学前児童・小学生調査】

で、フルタイムへの転換希望は3人に1人となっており、すべての保護者がフルタイムでの就労を望んでいるわけではないことがわかります。また、フルタイムへの転換希望をしている人でも、半数以上が実現できる見込みがないと回答しており、現在の雇用環境が影響している可能性があります。

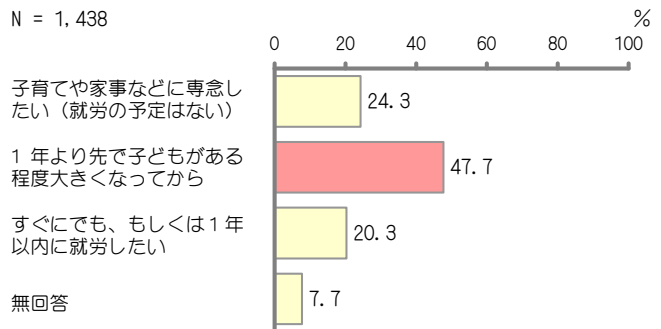


③ 未就労の母親の就労希望

- ・現在未就労の人で、「1年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」が47.7%の割合で就労希望となっており、保育サービス等の潜在的なニーズがうかがえます。

【就学前児童・小学生調査】

N = 1,438

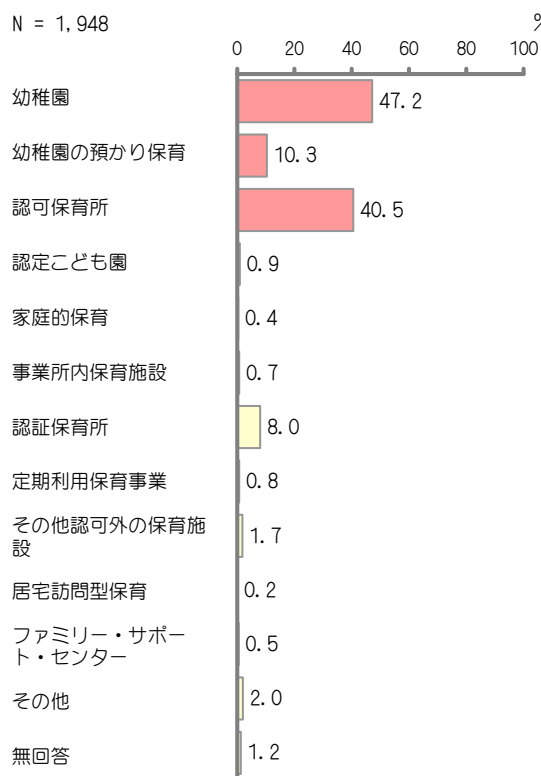


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

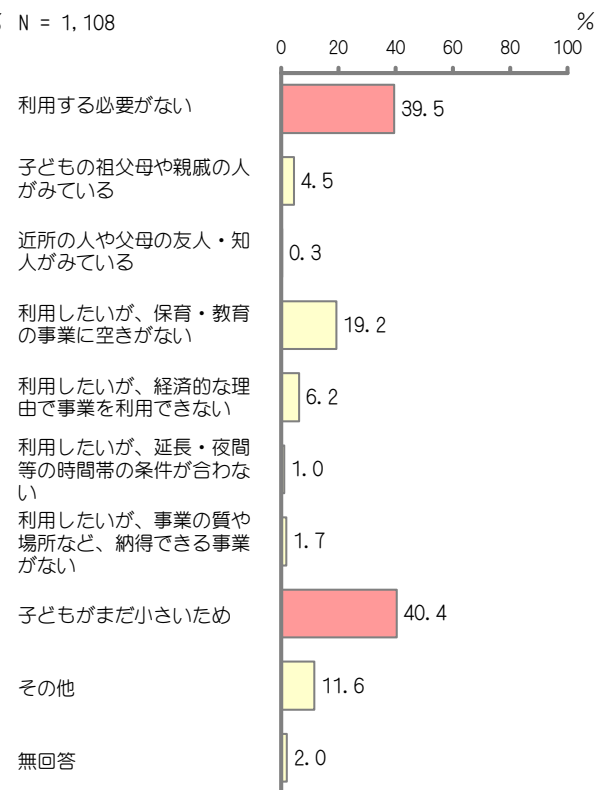
【就学前児童調査】
利用している教育・保育事業

N = 1,948



【就学前児童調査】
教育・保育事業を利用していない理由

N = 1,108

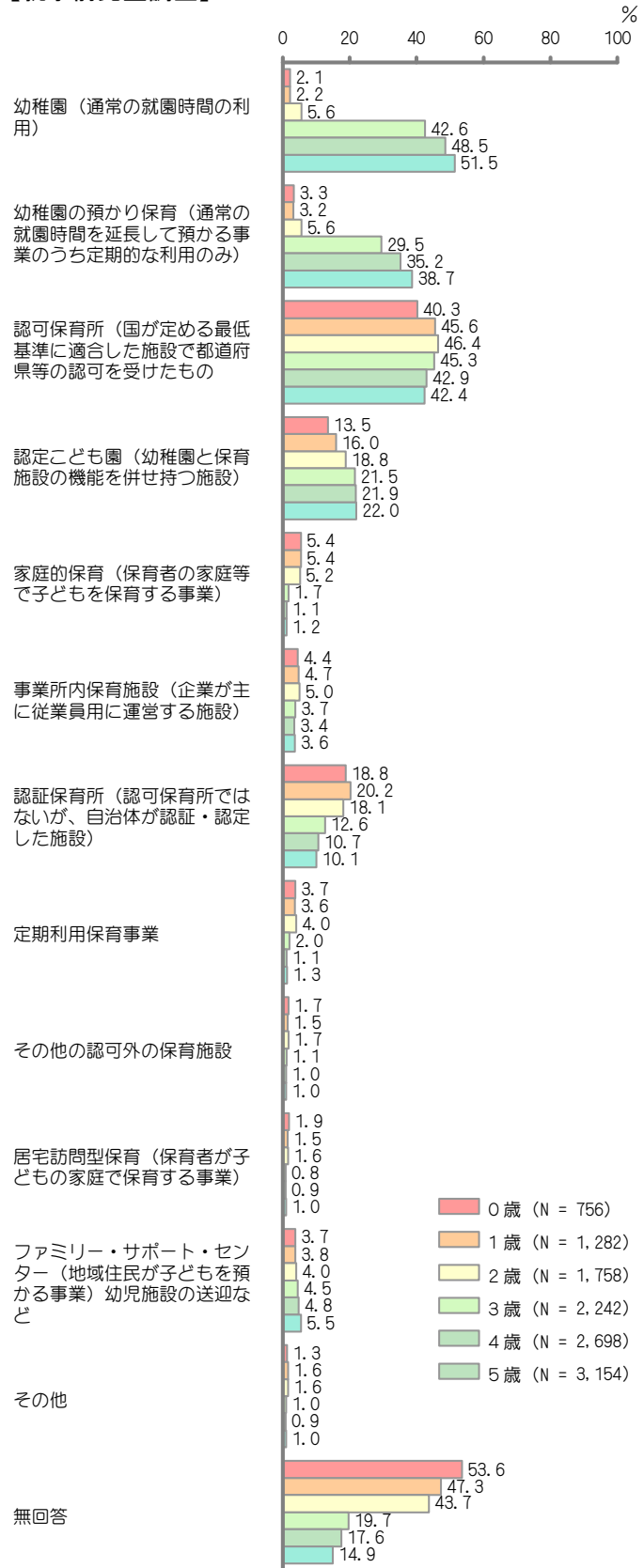


- ・就学前児童の家庭で、現在、幼稚園や保育所などを「利用している」人は全体で6割となっており、その内訳は幼稚園が5割、認可保育所が4割となっています。
- ・「利用する必要がない」と「子どもがまだ小さいため」が合わせて8割となっています。

② 平日利用したい教育・保育事業

- 現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業としての希望は、0～2歳が認可保育所の希望が最も高く4割となっており、3歳になると幼稚園と認可保育所がともに4割、4歳以上になると認可保育所に比べ幼稚園の方が5割近くにのぼっています。また、認定こども園のニーズも全年齢を通し1～2割となっています。

【就学前児童調査】



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点*事業の利用状況

- 現在、地域の子育て支援事業を「利用している」人の割合は全体では3割に満たないものの、0歳児、1歳児では3～4割という状況です。

単位：％

項目		有効回答数(件)	地域子育て支援拠点事業	その他の類似の事業	利用していない	無回答
全体		3,199	25.0	4.5	70.2	2.8
年齢別	0歳	756	40.1	6.6	56.1	1.5
	1歳	526	35.6	5.3	59.5	3.2
	2歳	476	27.7	5.7	65.8	2.9
	3歳	484	14.7	3.3	81.2	2.9
	4歳	456	11.8	2.0	84.2	3.1
	5歳	456	9.6	2.6	84.6	3.9

※ 「地域子育て支援拠点」…児童館、子ども家庭支援センター、保育所の乳幼児対象事業で、ひろば事業、子育て相談事業です。

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 利用希望として、「利用していないが、今後利用したい」人の割合が約3割、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」人の割合が約1割となっています。

【就学前児童調査】

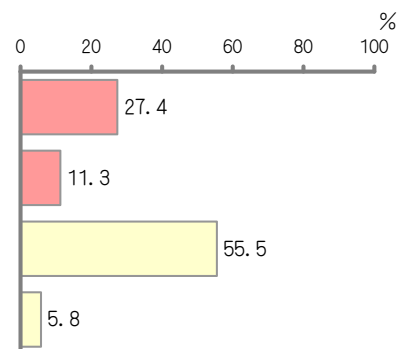
N = 3,199

利用していないが、今後利用したい

すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

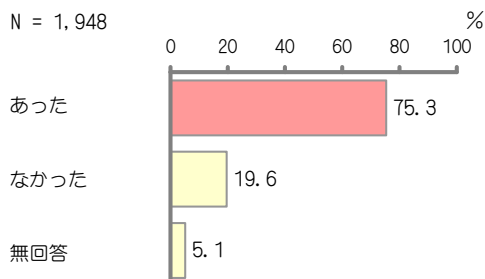
無回答



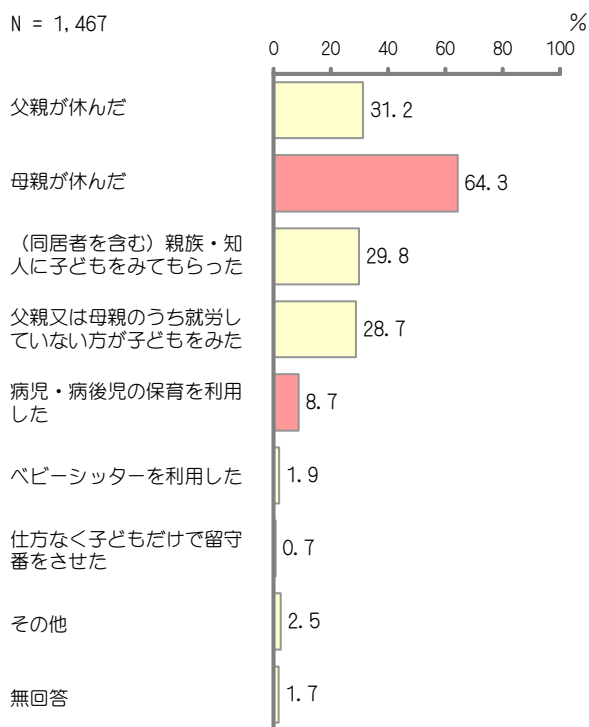
(4) 病気の際の対応について

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無と対処方法

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】

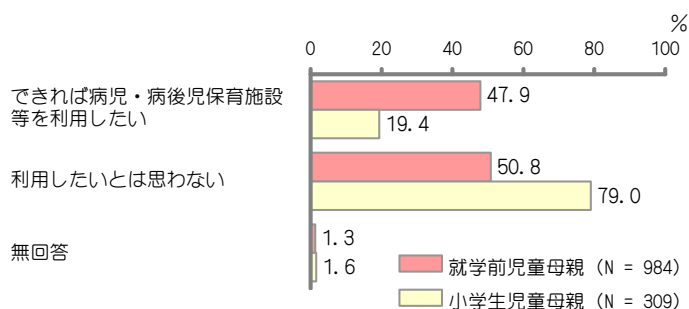


- ・就学前の子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業を利用できなかったことがある人は約7割となっており、その時の対応方法として、「母親が休んだ」の割合が約6割と最も高くなっています。また、保育サービスの利用状況としては「病児・病後児の保育を利用した」の割合が8.7%となっています。

② 病児・病後児保育施設等の利用希望

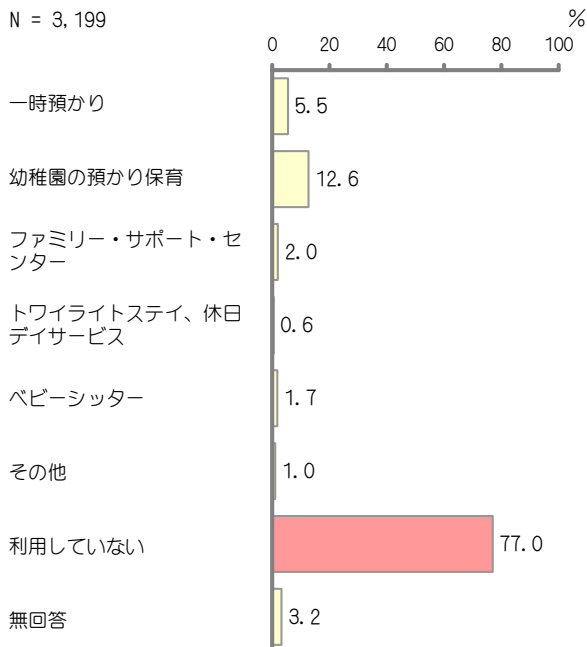
- ・就学前児童の母親で、今後、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」人の割合が約5割となっています。なお、小学生児童の母親では、同割合は約2割となっており、就学前児童の母親に比べ低い割合となっています。

【就学前児童・小学生調査】

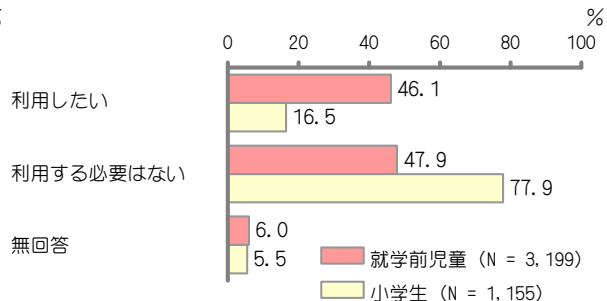


(5) 一時預かり等の利用について

【就学前児童調査】
一時預かりの利用状況



【就学前児童・小学生調査】
一時預かりの利用希望

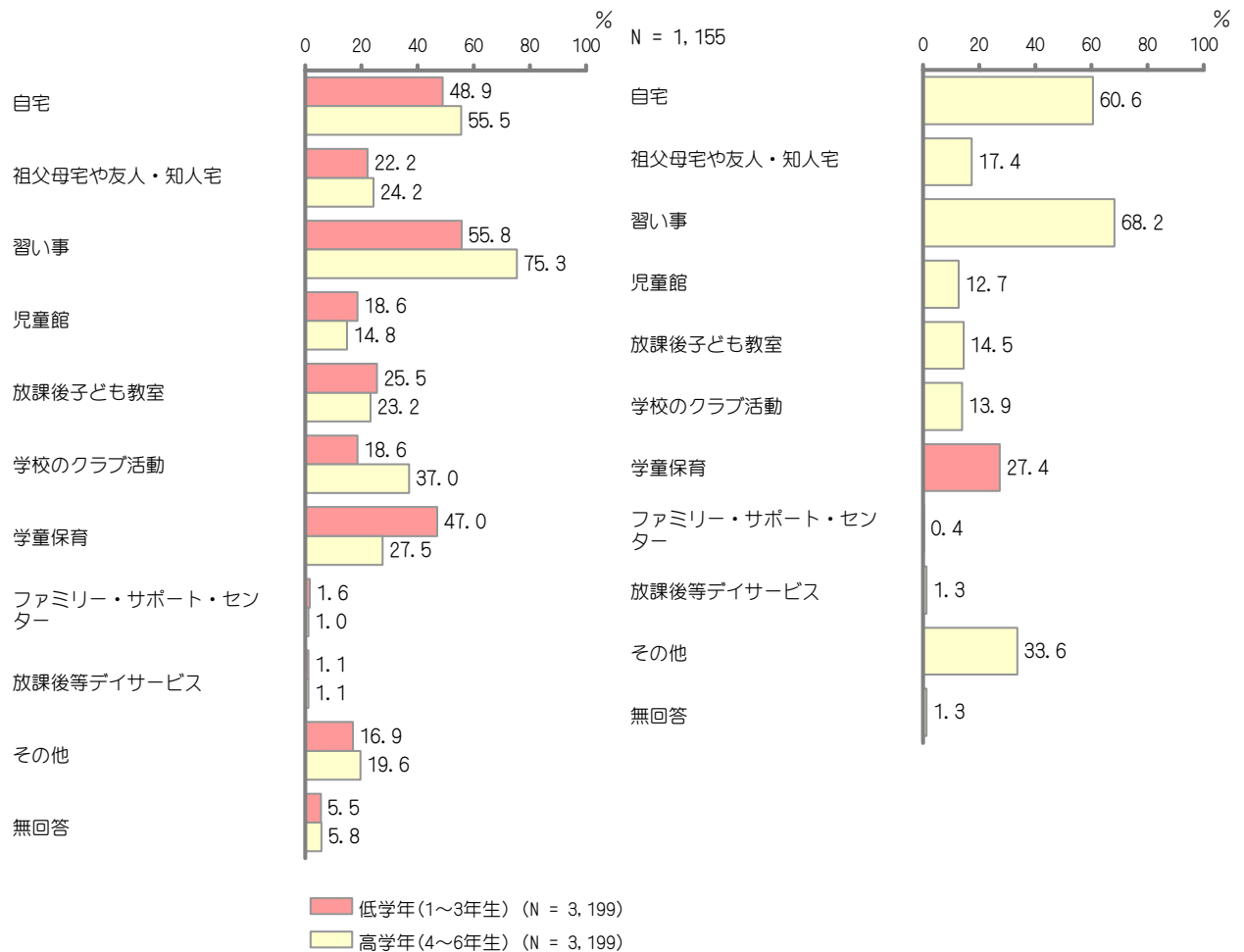


- ・就学前児童の家庭で、私用・親の通院・不規則の就労等の理由で一時的に利用できる一時預かり事業について、現状「利用している」人の割合が5.5%となっています。
- ・一方で、今後、私用・親の通院・不規則の就労等の目的で事業を「利用したい」人の割合が4割以上となっており、潜在的なニーズがあることがうかがえます。なお、小学生の家庭では、不規則の一時預かりや宿泊を伴う一時預かりを「利用したい」人の割合が16.5%となっており、就学前児童に比べ割合は低くなっています。

(6) 就学後の放課後の過ごし方について

【就学前児童調査】

【小学生調査】



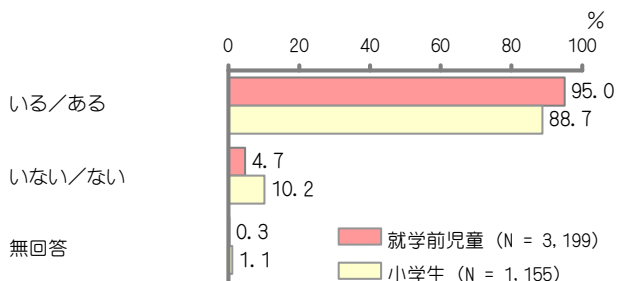
- 就学前児童が小学校に上がった後に希望する放課後の過ごし方について、低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）ともに、「自宅」「習い事」の割合が高くなっており、学童保育を希望する割合は、低学年で47.0%、高学年で27.5%となっています。
- 小学生の家庭で、学童保育を利用している人は27.4%となっており、就学前児童（5歳児）の子ども保護者のニーズに比べ、現状の利用状況が低くなっています。

(7) 子育てする上での相談相手の状況について

① 相談相手の有無

- 就学前児童の家庭で、子育てをする上で、気軽に相談できる人がいるかについて、「いる」と回答している人が大半を占めています。なお、少数ではあるものの「いない」と回答している人の割合が4.7%となっており、小学生の家庭では、10.2%と高くなっています。

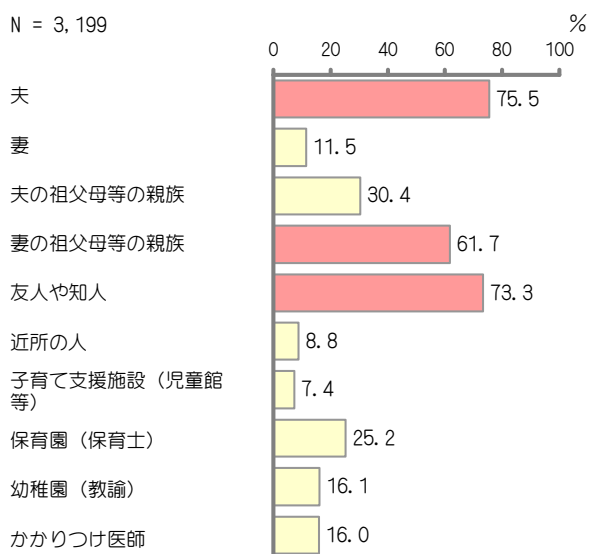
【就学前児童・小学生調査】



② 相談相手

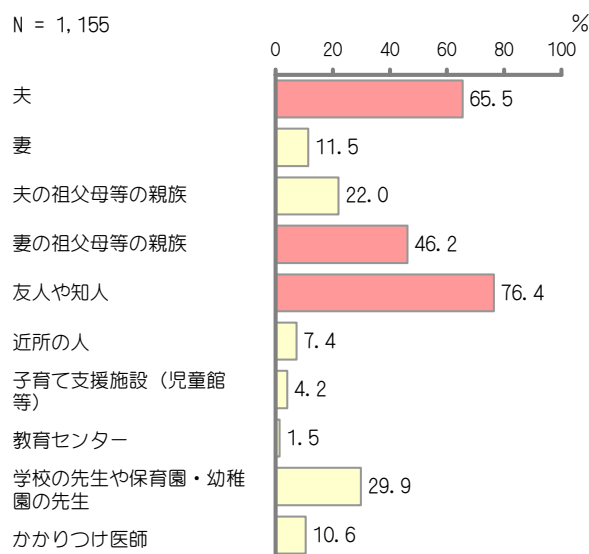
【就学前児童調査】

N = 3,199



【小学生調査】

N = 1,155



※ 上位10位まで掲載しています。

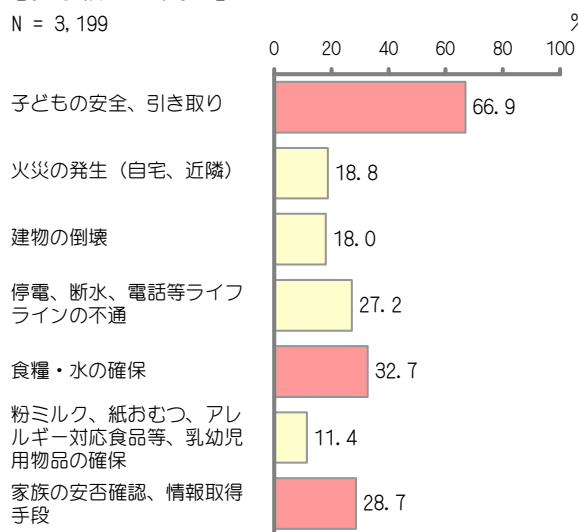
- 就学前児童の家庭で、気軽に相談できる相手は、「配偶者」「友人や知人」「妻の祖父母等の親族」に次いで、「保育園（保育士）」「幼稚園（教諭）」となっています。
- 小学生児童の家庭で、気軽に相談できる相手は、「配偶者」「妻の祖父母等の親族」「友人や知人」に次いで、「学校の先生や保育園・幼稚園の先生」となっています。

(8) 大震災などの災害について

① 大震災が発生した場合、特に不安に思うこと

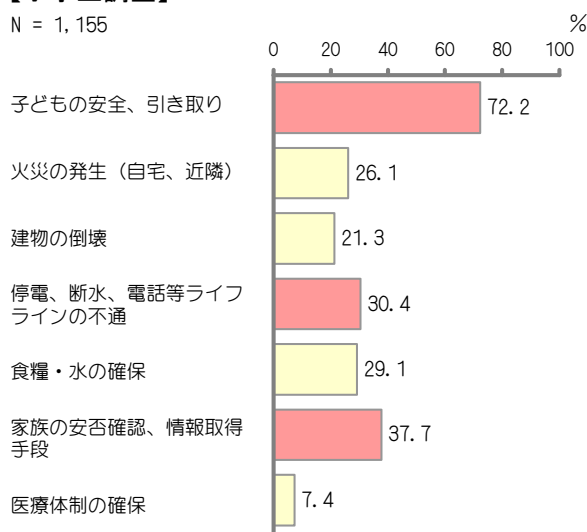
【就学前児童調査】

N = 3,199



【小学生調査】

N = 1,155



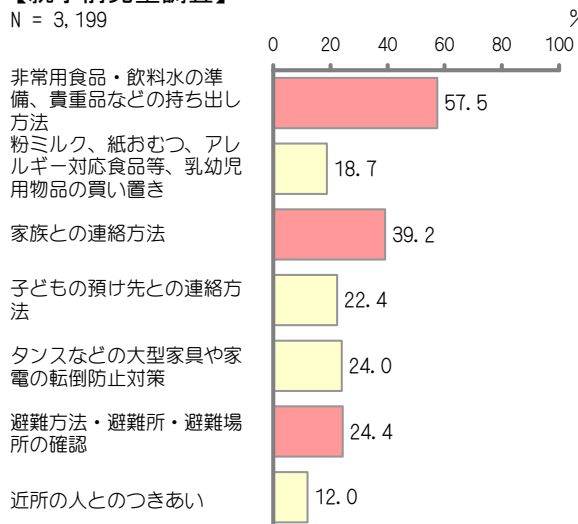
※ 上位7位まで掲載しています。

- ・東京に大震災が発生した場合、特に不安に思うこととして、就学前児童・小学生児童の家庭とともに、「子どもの安全、引き取り」の割合が最も高く、次いで就学前児童の家庭では「食糧・水の確保」、小学生児童の家庭では「家族の安否確認、情報取得手段」の割合が高くなっています。

② 大震災に備えて心がけていること

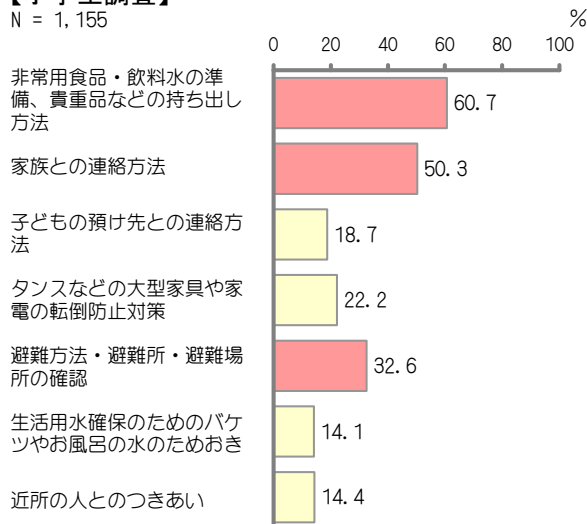
【就学前児童調査】

N = 3,199



【小学生調査】

N = 1,155



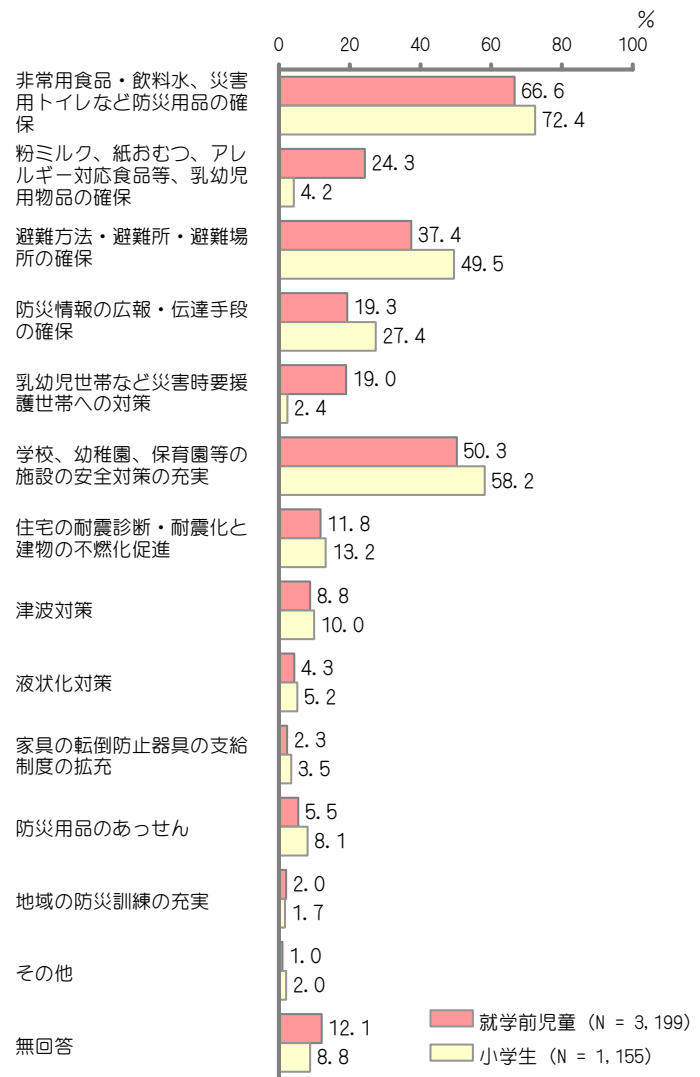
※ 上位7位まで掲載しています。

- ・家庭で、大震災に備えて普段から特に心がけていることは、就学前児童・小学生児童の家庭とともに、「非常用食品・飲料水の準備、貴重品などの持ち出し方法」の割合が最も高く、次いで「家族との連絡方法」「避難方法・避難所・避難場所の確認」の割合が高くなっています。

③ 防災対策として、大田区に特に力を入れてほしいこと

- 大震災の発生時の防災対策として、大田区に特に力を入れてほしいことは、就学前児童・小学生の家庭とともに、「非常用食品・飲料水、災害用トイレなど防災用品の確保」の割合が最も高く、次いで「学校、幼稚園、保育園等の施設の安全対策の充実」「避難方法・避難所・避難場所の確保」の割合が高くなっています。

【就学前児童・小学生調査】

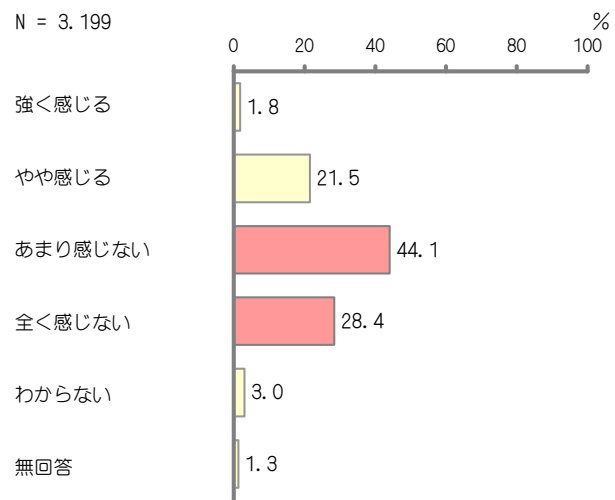


(9) 就学前の子どもをもつ保護者の子育て全般の意識について

① 日常生活における子育て孤立感について

- 日常生活における孤立感の感じ方として、「あまり感じない」の割合が44.1%と最も高く、次いで「全く感じない」の割合が28.4%と概ね健全な状況がうかがえますが、「やや感じる」の割合が21.5%という状況があります。

【就学前児童調査】



- 子どもに対して、激しくたたいたり、激しくどなったりすることについて「時々ある」の割合が34.3%と最も高くなっている中、孤立感の状況別にみると、“孤立感を感じている人”で、“お子さんに対して、激しくたたいたり、激しくどなったりすることがあると感じる人”の割合が高くなっており、子育ての孤立感と子どもに対して手をあげてしまう行動に関係があることがうかがえます。

【子どもに対して激しくたたいたり、激しくどなったりすることがある】

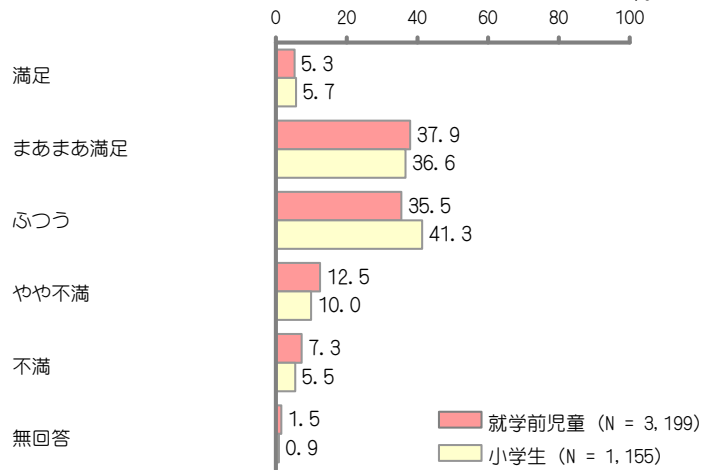
単位：%

項目	有効回答数(件)	ある	時々ある	ほとんどない	ない	無回答	
全 体	3,199	5.8	34.3	31.8	26.6	1.5	
孤立感の状況別	強く感じる	58	17.2	46.6	19.0	17.2	—
	やや感じる	688	9.3	40.8	27.6	21.9	0.3
	あまり感じない	1,411	3.5	35.4	36.0	24.1	0.9
	全く感じない	907	4.7	27.3	31.4	36.3	0.2
	わからない	95	18.9	42.1	20.0	18.9	—

② 大田区の子育て環境について

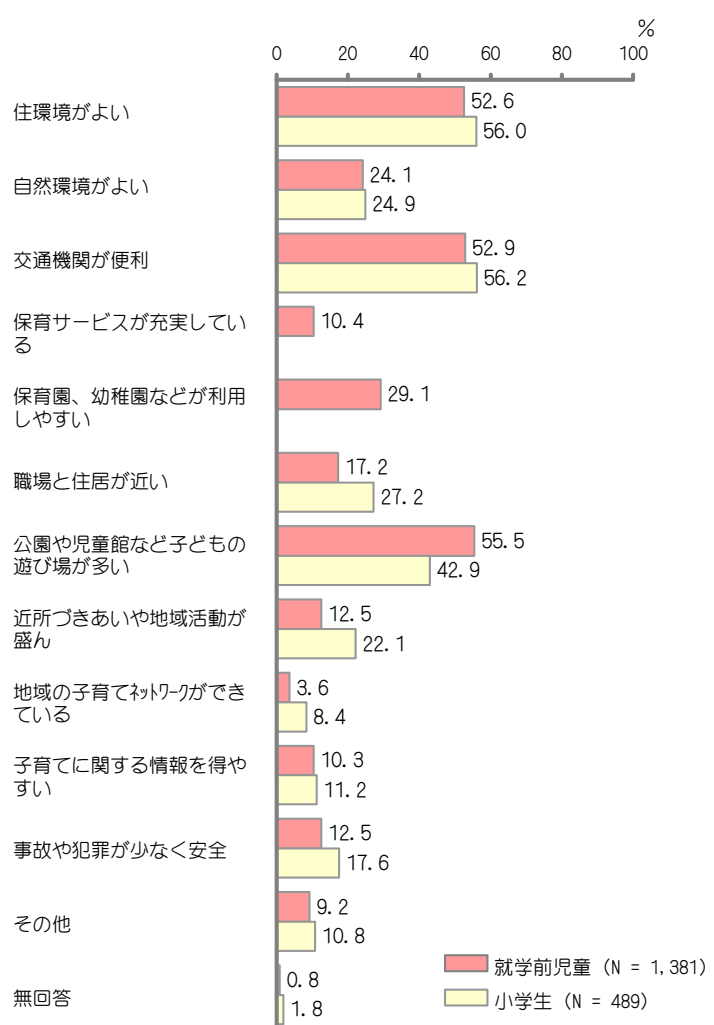
- 大田区の子育ての環境や支援に対し、「満足」と「まあまあ満足」を合わせた“満足”の割合が、就学前児童で43.2%、小学生42.3%となっています。小学生では「ふつう」の割合が最も高くなっています。

【就学前児童・小学生調査】



- 子育ての環境や支援で満足している理由として、就学前児童では「公園や児童館など子どもの遊び場が多い」の割合が55.5%と最も高くなっています。小学生では「交通機関が便利」の割合が56.2%と最も高くなっています。

【就学前児童・小学生調査】



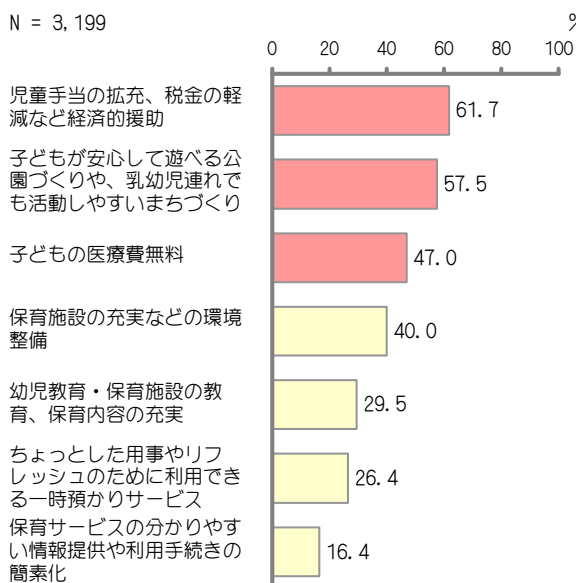
③ 子育てに望むサービス

- 子育てにあたって、今、望むサービス・取り組みとして、就学前児童では、「児童手当の拡充、税金の軽減など経済的援助」の割合が61.7%と最も高く、次いで「子どもが安心して遊べる公園づくりや、乳幼児連れでも活動しやすいまちづくり」の割合が57.5%、「子どもの医療費無料」の割合が47.0%となっています。

小学生では、「児童手当の拡充、税金の軽減など経済的援助」の割合が72.7%と最も高く、次いで「子どもが安心して遊べる公園づくりや活動しやすいまちづくり」の割合が61.7%、「仕事と子育てが両立しやすい環境整備」の割合が48.7%となっています。

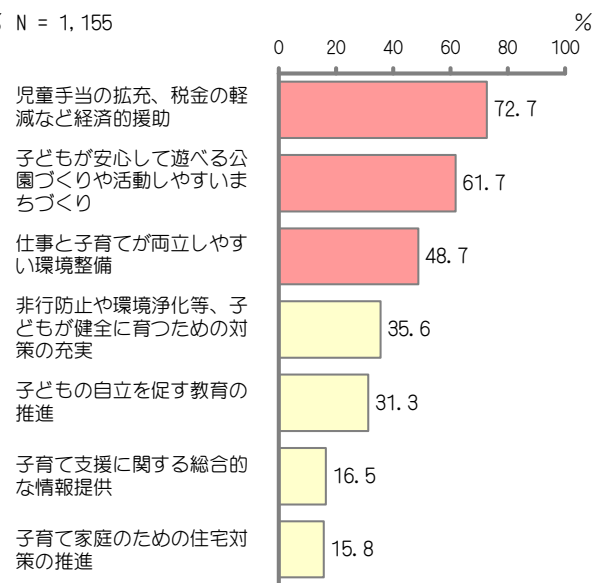
【就学前児童調査】

N = 3,199



【小学生調査】

N = 1,155



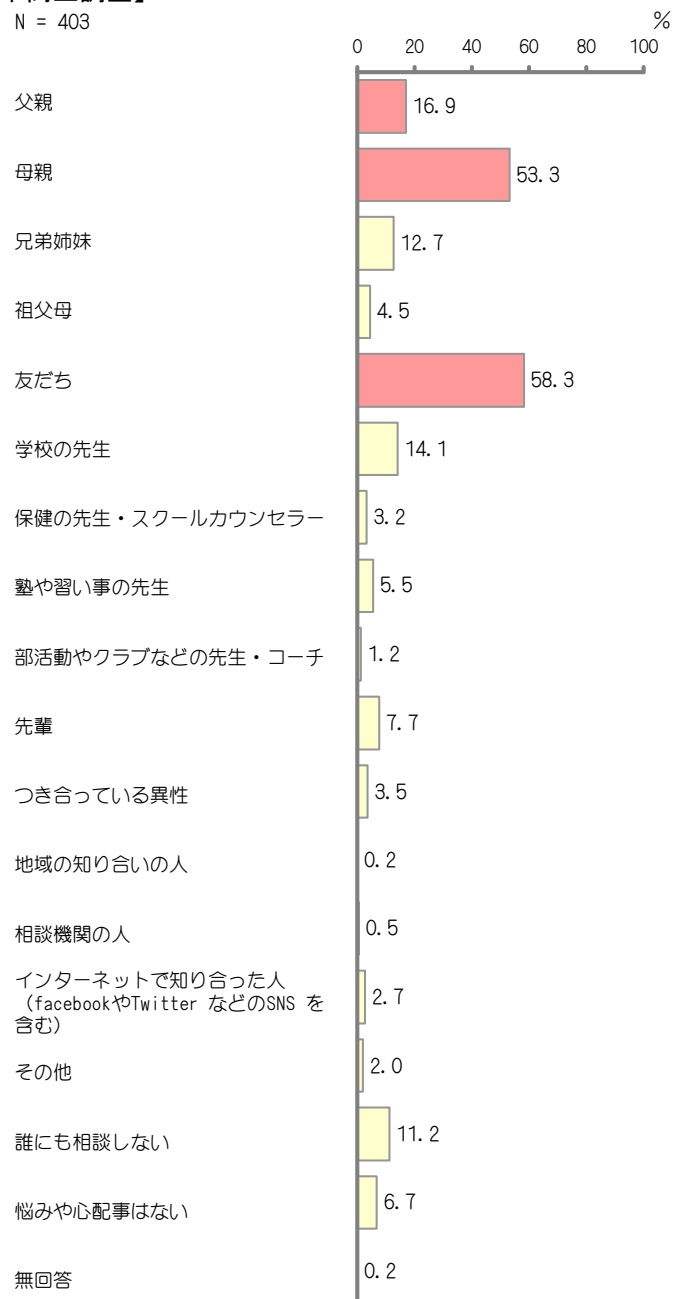
※ 上位7位まで掲載しています。

(10) 悩みや心配事などの相談相手について

- 悩みや心配事などの相談相手について、「友だち」の割合が 58.3%と最も高く、次いで「母親」の割合が 53.3%、「父親」の割合が 16.9%となっています。

【中高生調査】

N = 403

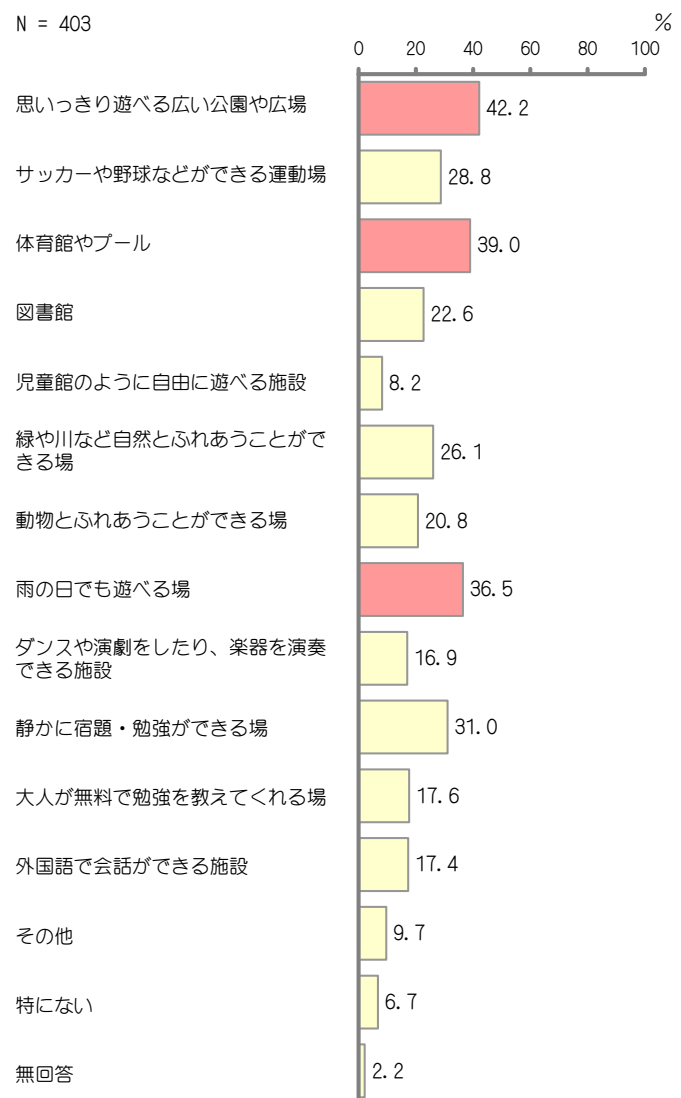


(11) 近くにあったらよいと思う遊び場や施設について ●●●●●●●●●●

・近くにあったらよいと思う遊び場や施設について、「思いっきり遊べる広い公園や広場」の割合が42.2%と最も高く、次いで「体育館やプール」の割合が39.0%、「雨の日でも遊べる場」の割合が36.5%となっています。

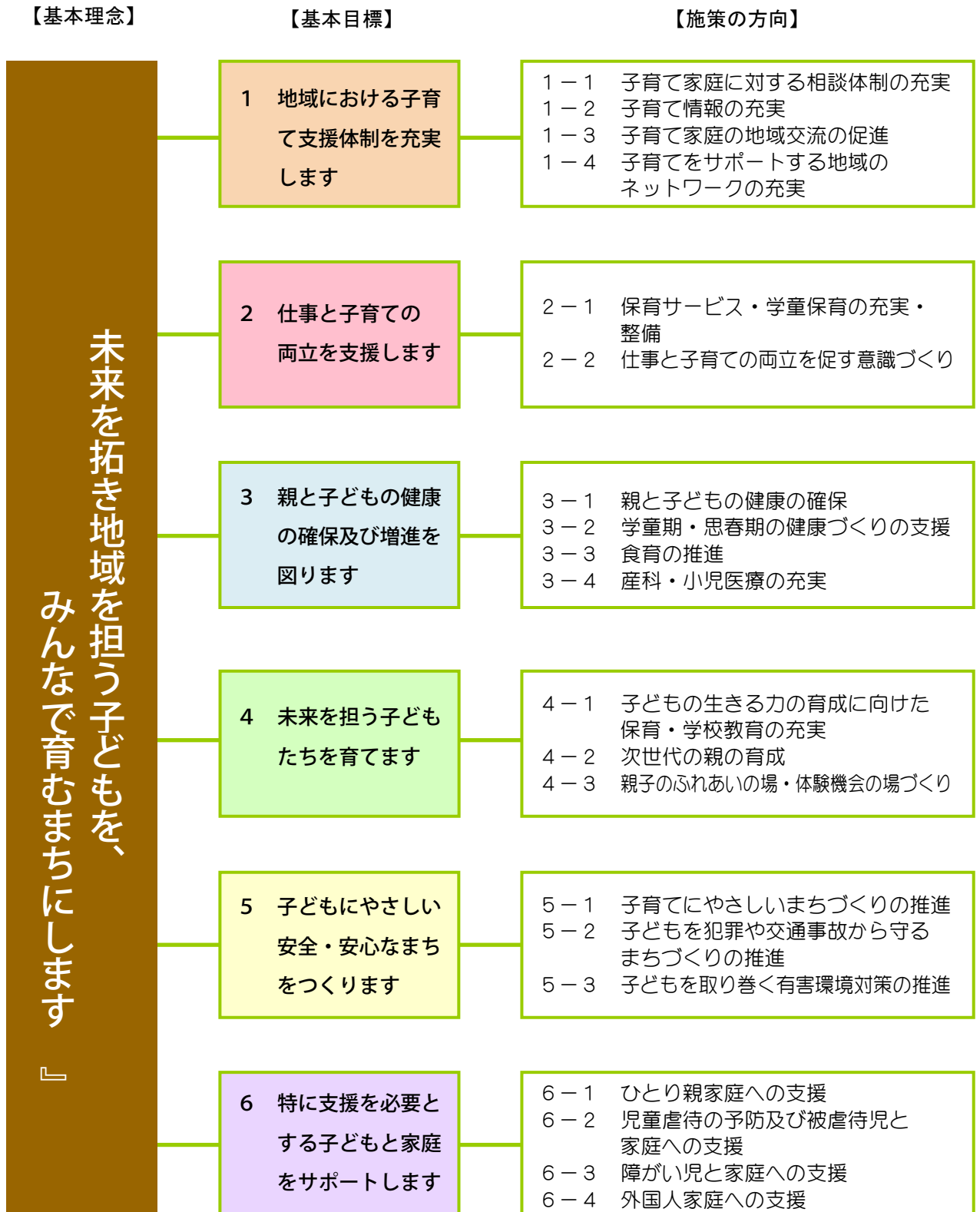
【中高生調査】

N = 403



4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

大田区次世代育成支援行動後期計画（おおたのびのび子育てプラン）（平成22年度～平成26年度）の実施状況に基づき、基本目標別に整理し、評価しました。



目標 1 「地域における子育て支援体制を充実します」の評価

共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、障がい児を養育している家庭など、すべての子育て家庭への支援が求められていることから、子育ての孤立を防ぎ、精神的な負担を軽減するため、身近な施設や機関での相談体制の充実、情報提供など、体制の整備を地域社会全体で支援してきました。

区の主な取り組みは、地域の子育て支援拠点として、平成 26 年 2 月新たに「子ども家庭支援センター六郷（キッズな六郷）」を開設しました。

今後は、家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、区と関係機関との更なる連携を深め、安心して子育て・子育てができるよう、地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図っていく必要があります。

目標 2 「仕事と子育ての両立を支援します」の評価

女性の働き方の多様化や社会経済状況の変化などにより、きめ細かな子育て支援の充実が求められていることから、保育サービス基盤拡充による待機児童の解消、多様な保育サービスの提供、学童保育・児童館の充実、女性の就労支援の充実を実施してきました。保育サービス基盤拡充の主な取り組みとして、認可保育所の開設や改築、認証保育所の開設、グループ保育室の整備などを進めてきました。

引き続き、待機児童の解消に向けて保育サービス基盤の拡充を進めるとともに、保育の質の向上を図っていく必要があります。また、男性の家庭参画や女性の就労支援に関するセミナーの開催、働く女性の相談を通じて、「ワーク・ライフ・バランス^{※3}（仕事と生活の調和）」の普及啓発に努めるなど、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実できる環境づくりを進めていく必要があります。

（注※3）仕事と生活の適度なバランス。

目標3「親と子どもの健康の確保及び増進を図ります」の評価

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実するとともに、食育^{※4}や思春期保健対策を推進してきました。

今後は地域の子ども・子育て支援事業の実施にあたり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、これまで以上に母子保健関連施策との連携確保が必要です。妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導、その他母子保健関連施策等を総合的に推進することが必要となります。

(注※4) さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を修得し、健全な食生活が実践できる知識を身に着けること。

目標4「未来を担う子どもたちを育てます」の評価

学校と保育園、幼稚園とが相互に連携を保ちながら、子どもの将来を見据えた子育て支援が求められており、保・幼・小の連携事業を進めてきました。

また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組んできました。

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣を見直すことができるよう、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習支援を行う必要があります。

今後は家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域の教育力を高めることが求められます。

目標5「子どもにやさしい安全・安心なまちをつくります」の評価

犯罪から子どもたちを守るため、防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、防犯のための基礎知識を身につけるための指導などを通して、安全・安心なまちづくりを推進してきました。また、生活道路や通学路の安全を確保し、暗い通りには街路灯をつけるなど、安全に移動できる環境の整備に取り組んできました。

今後は、人口構造や情報化社会の進展など社会環境が大きく変化している中で、家庭・学校・地域・行政等が連携し、社会全体で子どもにやさしいまちづくりを推進することが求められます。

目標6「特に支援を要する子どもと家庭をサポートします」の評価

ひとり親家庭の就労や自立の支援、子育てと仕事の両立を図るため、相談や医療費助成事業等を実施してきました。また、児童虐待・配偶者等からの暴力による被害を未然に防ぐため、虐待防止ネットワーク機能の充実や養育困難家庭への支援を行ってきました。障がい児がいる家庭に対しては、こども発達センターわかばの家での相談や保育園での統合保育^{※5}の推進などの支援を進めてきました。

障がい児がいる家庭、子どもがいる外国人家庭、ひとり親家庭等に対しては、個々の状況に応じた配慮が必要な場合があります。このため、民生委員・児童委員、児童相談所、子ども家庭支援センター等地域の関係機関が連携して支援を行う必要があります。

(注※5) 心身に障がいをもつ児童が保育園に入所し、集団保育の中で望ましい発達を促進すること。

5 大田区の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

アンケート調査結果及び次世代育成支援行動計画の評価を踏まえ、大田区の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 人口と出生の現状

本区の人口は、0～14歳の年少人口は微増傾向で推移しており、平成26年で78,653人と平成17年に比べ約3,800人増加しているものの、それ以上に高齢者人口の伸びが大きいことから年少人口の割合は横ばいで推移しており、将来は一層の少子高齢化が進行すると予測しています。一方で、子育て世代である20歳代から40歳代の女性の労働力率が高まっており、更なる女性の社会進出が期待されています。

(2) 子育て支援の現状

就学前児童や共働き家庭の増加により、これまで取り組んできた保育サービス基盤の拡充を上回る保育ニーズが生じています。加えて、子ども・子育て支援新制度の施行により、保育を必要とする要件^{※6}が緩和され、保育施設の利用を希望する世帯は今後も増えていくことが予測されることから、こうしたニーズに応えられる環境の整備が求められています。子育てに不安感、孤独感を抱える親への支援を充実することが必要です。

一方で、人口推計では、今後、子どもの数は減少傾向となっています。この計画の期間中の保育サービスに対するニーズ量は減少が見込まれることから、保育サービスの量の確保については、既存施設の有効利用、多様な事業主体による特定地域型保育事業^{※7}の活用を図りつつ、中長期的な視点で需給バランスを見極めながら計画的に進めることが重要です。

(注※6) 就労、妊娠・出産、疾病・障がい、親族の介護・看護、求職活動、就学など、未就学児が保育を必要とする保護者の状況

(注※7) 子ども・子育て支援法に基づき区市町村が認可基準を定めた、0歳から2歳までを対象とする保育事業

(3) 大田区の子ども・子育ての現状を踏まえた今後の課題 ●●●●●

大田区次世代育成支援行動計画を策定して、10年にわたり様々な子ども施策、子育て支援策を講じてきた結果、区民から子育て環境について一定の評価を得ていますが、今後も社会構造の変化等に対応して施策を一層充実することが求められています。今後も保育ニーズを的確に捉えて、保育所待機児童の解消に取り組むとともに、在宅の子育て世帯に対する支援や保育・子育て支援サービス等に関する相談事業、短時間保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの提供、放課後児童健全育成事業の充実などの施策を着実に進める必要があります。

また、障がいのある子どもやその保護者に必要な支援を適時、継続して提供できる仕組みが必要です。

児童虐待や子どものいじめ問題等には、より注意深く実態を把握し、学校、家庭、地域と行政、関係機関が一体となって対処することが求められます。

男女が対等な立場で子育てに係るあらゆる分野に参画して責任を分かち合える社会と「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」がとれた社会の実現に向けて、家庭、職場、地域において子育てに対する理解を深め、区民、事業者、行政が協力しながら取り組む環境づくりが重要です。

1 計画の基本理念と基本的な視点

(1) 基本理念

大田区の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。



未来を担う子どもを育み 子育てをみんなで支えるまちにします

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たしながら、相互に協力して行うことを目指します。

全ての子どもが健やかに成長するように、子どもと子どもの保護者の選択に基づき、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制の確保を目指します。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜粋

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(2) 計画の基本的な視点

子どもを尊重する視点

「児童（子ども）の権利条約」は、子ども（18歳未満）の基本的人権を国際的に保障するために、1990年（平成2年）に発効された条約です。

日本は、1994年（平成6年）に批准しました。この条約には、大きくわけて4つの権利を守るように定めています。

◎「生きる権利」

防げる病気などで命をうばわれないこと。

病気やけがをしたら治療を受けられること。

◎「守られる権利」

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることなど。

◎「育つ権利」

教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

◎「参加する権利」

自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

これらの趣旨を踏まえ、子どもを権利の主体とするとともに、子どもにとって一番良いことを実現することを目指しています。

特に支援を要する子どもに対しては、その権利が十分保障されるよう配慮します。

すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべて子どもと子育て家庭を支援します。

未来を担う人材を育むという視点

子どもの健やかな育ちを保障していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるとともに、子どもは次代を担う人材となるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して生活することができるよう、教育・保育・福祉等のあらゆる分野にわたる総合的な支援が行えるよう取り組みを進めます。

地域力による区民との協働の視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、広く社会全体で支えていくことが必要です。

子ども・子育て支援は広く社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域社会、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

仕事と子育ての両立の視点

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のためには、企業、労働者を始め全ての者が積極的に取り組むこと、国や地方自治体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていくことが必要とされています。

保護者の長時間労働や出産に伴う女性の就労継続の現状を踏まえ、働く男女の職業生活と家庭生活との両立に向けた取り組みを進めます。

子ども・子育て支援の質・量を充実する視点

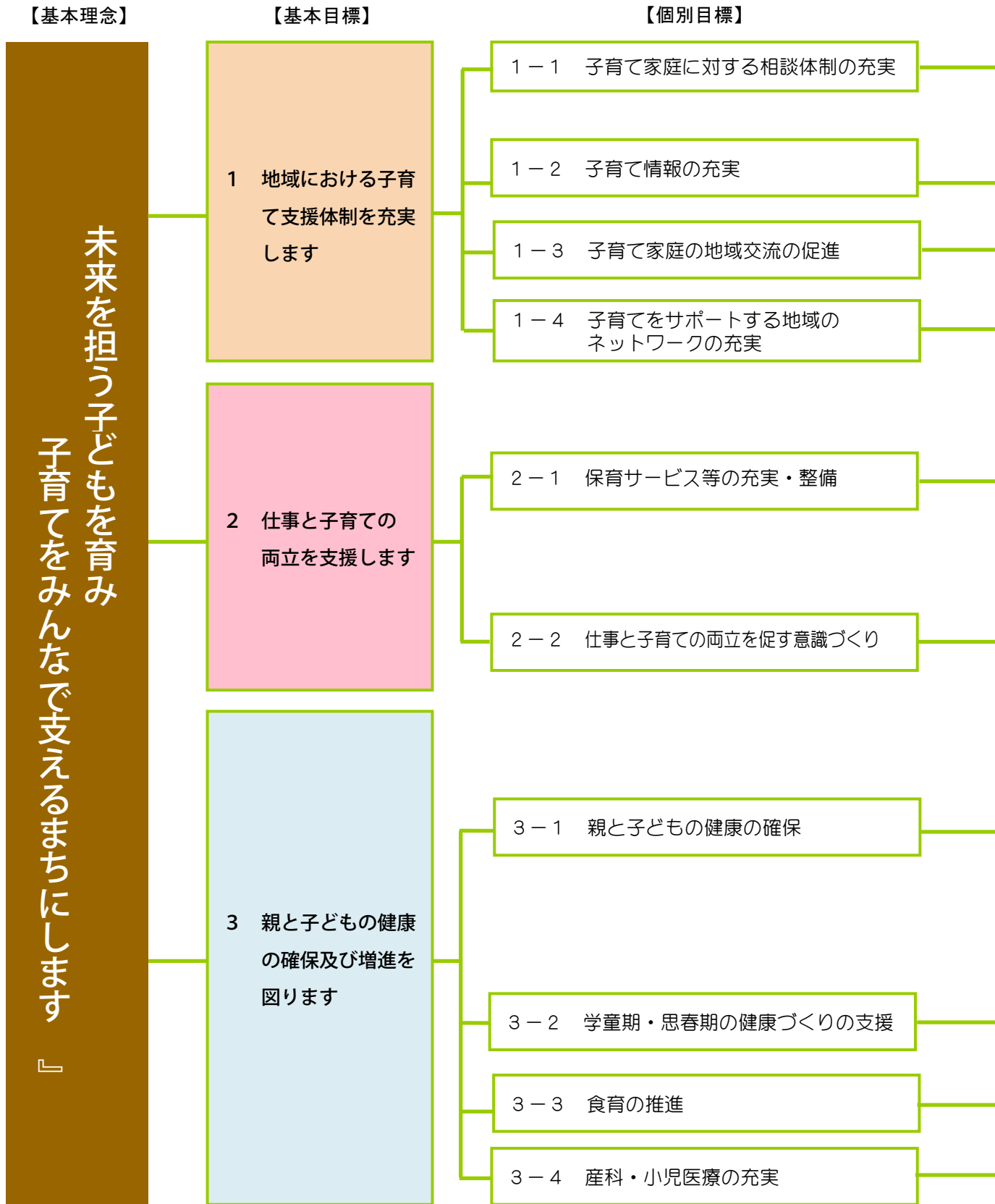
子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情を踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量ともに充実していくための取り組みを計画的に推進します。

地域特性の視点

大田区は、低地部に住宅や工場が混在する商業・工業地域があり、京浜工業地帯の一部となっています。また、台地部は、住宅化が進み比較的緑の多い良好な住宅地となっています。臨海部には羽田空港や市場など物流施設のほか、工場団地、野鳥公園など都市機能施設が整備されています。

これらの地域特性に配慮し、子ども・子育て支援のさらなる充実を図るため、社会資源の活用など、地域の特性に応じた取り組みを効果的に推進します。

2 施策の体系



※ 太字は重点施策、⊕：「子ども・子育て支援法」に定める、法定事業、**未来**は大田区基本計画「おおた未来プラン10年」に掲げる主な事業

【個別施策】

1 ㊦未来保育サービスアドバイザーによる相談	2 ㊦未来子ども家庭支援センターの相談
3 ㊦未来児童館の子育て相談	4 ㊦保育所の子育て相談
5 ㊦私立幼稚園における子育て相談	6 ㊦地域健康課の相談
7 家庭相談・女性相談	8 幼児教育相談
9 教育相談	10 就学相談

1 ㊦未来保育サービスアドバイザーによる相談（再掲）	2 子育て応援サイトの運営
3 子育てハンドブックの作成・配付	4 児童館子育て講座

1 ㊦ファミリールーム	2 ㊦子育てひろば	3 保育所の園庭開放
4 体験保育	5 地域の子育て支援	

1 ㊦ファミリー・サポート・センター事業	2 民生委員・児童委員協議会との連携
3 子育てすくすくネット事業	4 子育て力向上支援事業

1 ㊦未来私立（認可）保育園の整備支援	2 ㊦未来小規模保育所の拡充支援
3 ㊦未来認証保育所の整備支援	4 ㊦未来定期利用保育事業の充実支援
5 ㊦未来家庭福祉員（保育ママ）制度の充実	6 ㊦認定こども園
7 ㊦事業所内保育所開設等の支援	8 ㊦時間外保育
9 ㊦一時預かり保育	10 ㊦病後児保育
11 ㊦ショートステイ・トワイライトステイ	12 ㊦私立幼稚園預かり保育事業
13 未来区立保育園の改築・改修	14 未来区立保育園の拠点機能強化
15 休日保育	16 年末保育
17 休日デイサービス	18 保育士確保対策
19 保育士等研修の実施	20 第三者評価の実施

1 未来女性のための相談	2 未来ワーク・ライフ・バランスの啓発
3 男女平等・男女共同参画に関する講演会やセミナー等の開催	4 女性のエンパワーメントセミナーの実施
4 男女平等に関する情報誌「パステル」の発行	5 「テクノプラザ」等による呼びかけ
6 「テクノプラザ」等による呼びかけ	7 商業団体他産業団体への働きかけ

1 ㊦未来すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）	2 ㊦妊婦健康診査
3 未来両親学級	4 未来子ども医療費助成事業
6 未来39歳以下基本健診	5 未来39歳以下区民健診
7 母子健康手帳の交付	8 妊婦歯科健康診査
9 4か月児健康診査	10 6か月児健康診査
12 1歳6か月児健康診査	13 3歳児健康診査
15 幼児歯科健康診査・う蝕予防	14 乳幼児歯科相談
17 乳幼児経過観察健康診査	16 予防接種
19 養育医療給付	20 育成医療費給付
22 栄養セミナー・栄養講習会等	18 育児学級等
24 栄養講習会（離乳食）	21 地域（出張型）健康教育
26 子育てグループワーク（子育て支援事業）	23 乳幼児保健指導
28 学校との連携による健康教育（みんなでよい歯のまちづくり）	25 絵本との出会い事業
29 みんなでよい歯のまちづくり	27 育児グループへの支援

1 性感染症検査・相談	2 性感染症予防講演会
3 エイズ相談・抗体検査	4 東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援
5 精神保健に関する医師・保健師による相談	6 自殺総合対策の推進
7 精神講演会	

1 保育園・学校の栄養士との連携
2 食育推進サポートのための在宅栄養士（会）との連携

1 かかりつけ医の推進	2 休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療	3 平日準夜小児初期救急診療
4 歯科休日応急診療	5 産科医療機関の設備整備費助成事業	6 地域医療機関との協議会等の開催

【基本理念】

【基本目標】

【個別目標】

未来を担う子どもを育み
子育てをみんなで支えるまちにします
』

4 子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します

4-1 豊かな心の育成・保幼小の連携

4-2 様々な交流を踏まえた人材育成

4-3 親子のふれあいの場・体験機会の場づくり

4-4 子どもの居場所づくり

5 子育てにやさしいまちをつくりまします

5-1 安全・安心なまちづくりの推進

5-2 子どもを犯罪や交通事故から守るまちづくりの推進

5-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

6 特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします

6-1 ひとり親家庭への支援

6-2 児童虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援

6-3 障がい児と家庭への支援

6-4 外国人家庭への支援

【個別施策】

<p>1 未来適応指導教室「つばさ」</p> <p>3 未来学校支援地域本部（スクールサポートおおた）</p> <p>5 未来職場体験活動の充実</p> <p>7 生活規範意識を高める教育</p> <p>9 メンタルフレンドの派遣</p> <p>11 保幼小の交流及び連携事業</p> <p>13 人権教育の推進</p> <p>15 いじめ防止対策の充実</p> <p>17 自然体験活動の実施</p>	<p>2 未来スクールカウンセラーの配置</p> <p>4 未来小中一貫による教育の視点に立った生活指導の充実</p> <p>6 道徳授業地区公開講座</p> <p>8 幼児教育連絡協議会の設置</p> <p>10 幼稚園教諭・保育士合同研修</p> <p>12 道徳教育の充実</p> <p>14 子どもの心サポート月間の実施</p> <p>16 問題行動対策の充実</p>
<p>1 保育園・児童館の児童と高齢者との交流</p> <p>3 リーダー講習会（小学生・中学生）</p>	<p>2 保育園・児童館への中高校生ボランティア活動の推進</p> <p>4 リーダー講習会（成人）</p>
<p>1 未来職場体験活動の充実（再掲）</p> <p>3 子ども向け人材育成事業</p> <p>5 大田区子どもガーデンパーティー</p> <p>7 国際理解教育の推進</p>	<p>2 家庭・地域教育力向上支援事業</p> <p>4 家庭教育学習会（学校デビュー応援プログラム）</p> <p>6 青少年健全育成（青少年対策地区委員会）</p> <p>8 自然体験活動の実施（再掲）</p>
<p>1 ㊦未来小学生の居場所づくり（大田区版放課後子ども総合プラン）</p> <p>2 ㊦学童保育の延長保育、夏休み利用、一時利用</p> <p>3 学童保育室での要支援児の受け入れ</p> <p>5 児童館での中学生タイム</p> <p>7 行事開放</p> <p>9 スポーツ開放</p>	<p>4 児童館の一般利用（自由来館）</p> <p>6 公園・児童公園</p> <p>8 校庭等開放</p> <p>10 中高生の居場所づくり</p>
<p>1 未来LED街路灯整備の推進</p> <p>3 災害物品の備蓄</p>	<p>2 防災対応マニュアル・防災の手引き等</p> <p>4 子育て世帯へのバリアフリー情報の提供</p>
<p>1 未来区民安全・安心メールサービスの運用</p> <p>3 未来公共空間での防犯カメラの設置</p> <p>5 未来交通安全自転車教室の開催</p> <p>7 防犯教育・訓練の実施</p> <p>9 小学生への防犯ブザーの貸与</p>	<p>2 未来子どもSOSの家による見守り活動の推進</p> <p>4 未来交通安全移動教室の開催</p> <p>6 未来「交通安全だより」の発行</p> <p>8 学校と警察等の関係機関との情報交換の実施</p> <p>10 交通安全巡回指導</p>
<p>1 未来少年の非行防止啓発活動</p> <p>3 青少年をめぐる環境浄化旬間及び青少年健全育成大会の実施による啓発活動の推進</p> <p>4 有害図書等対策の推進</p>	<p>2 未来万引きしにくい環境づくり</p> <p>5 青少年をめぐる環境浄化委員会への支援</p>
<p>1 児童扶養手当</p> <p>3 ひとり親家庭医療費助成事業</p> <p>5 ひとり親家庭の相談</p> <p>7 ひとり親家庭ホームヘルプサービス</p> <p>9 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業</p> <p>11 大田区高齢者世帯等転居一時金助成制度</p>	<p>2 児童育成手当</p> <p>4 母子生活支援施設（区立ひまわり苑・コスモス苑）</p> <p>6 母子（女性）緊急一時保護事業の実施</p> <p>8 母子及び父子福祉資金貸付</p> <p>10 高齢者等住宅確保支援事業</p>
<p>1 ㊦未来養育支援訪問事業、養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」</p> <p>3 未来児童虐待防止に向けた啓発の推進</p> <p>5 見守りサポート事業</p>	<p>2 未来児童虐待防止ネットワークの充実</p> <p>4 未来初めてのお子さんのパパ・ママ子育て教室</p> <p>6 虐待防止支援訪問</p>
<p>1 未来相談支援の充実</p> <p>3 特別児童扶養手当</p> <p>5 都の重症心身障がい児対策（訪問事業等）との連携・支援</p> <p>6 保育所等における障がい児の受け入れの推進</p> <p>8 サポートブックかけはし作成講座の開催</p> <p>10 学童保育室での要支援児の受け入れ（再掲）</p> <p>12 特別支援学級の運営</p> <p>14 保育所・児童館・民生委員等との連携</p> <p>16 発達障がいの理解啓発の促進</p>	<p>2 未来早期支援の推進</p> <p>4 乳幼児発達健康診査</p> <p>7 私立幼稚園特別支援教育事業</p> <p>9 障害児通所支援事業</p> <p>11 大田区心身障害児（者）地域活動支援センター運営支援</p> <p>13 特別支援教育実施体制の整備</p> <p>15 関係機関との連携強化</p>
<p>1 未来多文化共生推進センター事業の充実</p> <p>3 未来外国人のための日本語教室の充実</p>	<p>2 未来身近な暮らし情報の発信</p>

6つの基本目標の実現に向けて、21の個別目標に基づく、現状・課題、今後の方向と、目標指標を定め、区の役割について計画を推進していくものとしています。



基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての様々な課題の解決に向けて、6つの基本目標を設定しています。
個別目標	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標を実現するための21の個別目標を設定しています。
基本施策の取組	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標・個別目標を達成するための主な個別事業として、区が取り組むべき役割を示しています。 施策・事業別に担当課を示しています。

個別施策が太字のものは重点的に取り組む事業です。

このうち、**㊦**は、「子ども・子育て支援法」に定める、「教育・保育の確保」及び「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられる事業で、第5章の関連するページと事業名を矢印で示しています。また、**未来**は、大田区基本計画「おおた未来プラン10年」に掲げる主な事業です。

基本目標 1 地域における子育て支援体制を充実します

□ 現状と課題

区では、平成 22 年 3 月に「おおたのびのび子育てプラン（大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画）」（計画期間 22 年～26 年）を策定し、この計画に基づき、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供や相談の機会を充実してきました。児童館、子ども家庭支援センターなどで行っている子育て相談では、子育てに悩みを抱える家庭を早期に発見し、専門機関に確実につなげるなど適切な支援に努めています。

近年、核家族化、地域とのつながりの希薄化、働く女性の増加、働き方の多様化など、子育て家庭の環境は大きく変化している状況にあります。このような中、すべての子育て世帯の妊娠から出産、乳幼児期の育児の悩みなどに対して、気軽に相談できる場を提供し、適切な助言や公的なサービスが受けられる支援体制が求められています。加えて、地域の様々な世代の人々が子育て家庭を支援できる環境整備が必要です。

□ 今後の取り組み

地域子ども・子育て支援事業の一つである利用者支援事業として、平成 25 年 10 月に区役所本庁舎に配置した「保育サービスアドバイザー」の機能を拡充します。

また、子育て中の仲間同士の交流、地域の手助けや見守りの中で、安心して子育てができる地域づくりを進めます。

身近な地域で、適切な子育て支援サービスの利用に結びつけることができるよう、関係機関との連携をさらに強化し相談支援や情報提供を充実します。

個別目標 1－1 子育て家庭に対する相談体制の充実

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	㊦未来 保育サービスアドバイザーによる相談	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。 ⇒P95 利用者支援事業	保育サービス課
2	㊦未来 子ども家庭支援センターの相談	子どもや子育て家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、相談員が相談に応じます。「子育てひろば」で子どもと過ごしながら相談することも可能です。 ⇒P90 地域子育て支援拠点事業	子ども家庭支援センター
3	㊦未来 児童館の子育て相談	児童館で子育て全般に関する相談に対応します。 ⇒P90 地域子育て支援拠点事業	子育て支援課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
4	㊦ 保育所の子育て相談	認可保育所で、来所または電話による育児相談を行い、地域の子育てを支援します。 ⇒P90 地域子育て支援拠点事業	保育サービス課
5	㊦ 私立幼稚園における子育て相談	子育て全般に関する相談に応じています。 (全体会や個別対応など) ⇒P90 地域子育て支援拠点事業	教育総務課 (私学行政担当)
6	㊦ 地域健康課の相談	随時、子どもや家庭の抱える健康上の問題について医師、保健師、栄養士、歯科衛生士が、面接・電話や家庭訪問などで相談に応じます。 ⇒P90 地域子育て支援拠点事業	各地域健康課
7	家庭相談・女性相談	①夫婦・親子関係や結婚、離婚、相続、扶養などの家庭内の悩みや心配ごとの相談 ②母子家庭等および寡婦の経済上の問題・児童の就学などに関する相談 ③緊急の保護やパートナーの暴力などに関する相談	各生活福祉課
8	幼児教育相談	幼稚園児、保育園児、在宅児の保護者を対象とし、幼児教育に関する情報提供・相談事業を行います。	幼児教育センター
9	教育相談	子どもの性格・行動・生活・友人関係・学習や進路等の悩みについて、電話や面接による相談に応じます。	教育センター
10	就学相談	関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関等）との緊密な連携のもと、お子さんの障がいの種別や程度に応じて、一人ひとりの力をより伸ばす教育環境への就学や転学・通級の相談に応じます。	教育センター

個別目標 1－2 子育て情報の充実

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	㊦ 未来 保育サービスアドバイザーによる相談 (再掲)	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。 ⇒P95 利用者支援事業	保育サービス課
2	子育て応援サイトの運営	インターネットによる子育て情報の提供を充実させるため、区民参加型で子育てに関する地域密着サイトを運営します。	子育て支援課
3	子育てハンドブックの作成・配付	子育ての不安や悩みが少しでも解消できるように、育児のアドバイス、大田区の子どもや子育てに関する事業を掲載した手引書を作成・配布します。	子育て支援課
4	児童館子育て講座	子育てに有益な知識を得られる講座を開催します。	子育て支援課

個別目標 1 - 3 子育て家庭の地域交流の促進

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	㊦ ファミリールーム	児童館等を子育ての交流の広場として乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間作りを進めます。 ⇒P90 地域子育て支援拠点事業	子育て支援課
2	㊦ 子育てひろば	親子でゆったり過ごしながら、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。子育ての情報を提供し、親子での交流を進めます。 ⇒P90 地域子育て支援拠点事業	子ども家庭支援センター
3	保育所の園庭開放	地域の子育ての拠点として認可保育所の園庭を乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間づくりを進めます。	保育サービス課
4	体験保育	家庭で育児をしている方に、親子で保育所での遊びや子ども同士の交流を体験する機会を提供します。	保育サービス課
5	地域の子育て支援	地域の中での育児グループ活動を支援します。	福祉管理課

個別目標 1 - 4 子育てをサポートする地域のネットワークの充実

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	㊦ ファミリー・サポート・センター事業	育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援します。 ⇒P94 ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭支援センター
2	民生委員・児童委員協議会との連携	子育てに関する相談・虐待等に関する通報を受けて、地域と連携して課題を解決します。	福祉管理課
3	子育てすくすくネット事業	児童館等を活用し、地域の子育て支援ネットワークの拡大を図ります。	子育て支援課
4	子育て力向上支援事業	子育てに悩む乳幼児を持つ親達が相互に学び合うグループを支援する人材（ファシリテーター）を養成し、親支援のためのプログラムを子ども家庭支援センターや児童館などで実施します。	子ども家庭支援センター 子育て支援課

基本目標 2 仕事と子育ての両立を支援します

□ 現状と課題

近年、女性の社会進出の期待による就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働き世帯が増えています。引き続き、保育施設の整備・定員拡大を図るとともに、利用者の視点に立った質の高い保育サービスの提供が求められています。

区では、地域の保育水準向上のため、18の区立拠点園を中心として、平成25年度はモデル事業として、26年度からは区全域で民間保育所等との保育連携推進事業を進めてきました。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域型保育事業の多様な保育施設が開設される中で、地域の保育施設への支援や相互の連携が重要となっています。

また、仕事と子育ての両立には、男女間の意識格差の解消、育児休業・短時間勤務といった労働環境に関する制度の周知、男性の育児参加を促す取り組みなど、様々な場面での啓発活動を進めていくことが必要です。

区では、労働者や区民、企業を対象に相談及び講座・セミナーを実施することで、子育て世帯の就労に伴う不安の解消に努めるとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の意識啓発を推進してきました。

今後も引き続き、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

□ 今後の取り組み

保育を必要とする子どもが適切な保育サービスを利用するために、保育サービス基盤の拡充は必要不可欠です。

認可保育所や地域型保育事業のほか、区が独自に支援する保育施設の整備により待機児童の解消に努め、「量」を確保するとともに、地域型保育事業や認証保育所などへの保育事業に専門的な知識を有する職員の巡回指導や18の区立拠点園を中心とした訪問支援や交流保育などの保育連携推進事業を推進し、保育の「質」の確保を図ります。

また、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方を広く社会に浸透させ、男性も女性も仕事と家庭生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行います。

個別目標 2 - 1 保育サービス等の充実・整備

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	㊦ 未来 私立（認可）保育園の整備支援	認可保育所の入所希望者の増加や待機児童の状況を踏まえ、多様なニーズに応える保育サービス基盤の拡充を進めるため、民間事業者による認可保育所の新規開設を支援します。 ⇒P80～85 教育・保育の確保	保育サービス課
2	㊦ 未来 小規模保育所の拡充支援	低年齢児の待機児解消を進めるため、民間事業者による定員19人以下の小規模保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。 ⇒P80～85 教育・保育の確保	保育サービス課
3	㊦ 未来 認証保育所の整備支援	長時間保育や駅からの利便性などのニーズに応えるため、民間事業者による認証保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。 ⇒P80～85 教育・保育の確保	保育サービス課
4	㊦ 未来 定期利用保育事業の充実支援	パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を推進します。 ⇒P80～85 教育・保育の確保	保育サービス課
5	㊦ 未来 家庭福祉員（保育ママ）制度の充実	2歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員（保育ママ）が、自宅又はグループ保育室で実施する保育事業を推進します。また、グループ保育室の整備を進めます。 ⇒P80～85 教育・保育の確保	保育サービス課
6	㊦ 認定こども園	民間事業者による認定こども園の新規開設を支援します。 ⇒P80～85 教育・保育の確保	保育サービス課
7	㊦ 事業所内保育所開設等の支援	区内事業所の従業員が育児と仕事を両立できるよう事業所内保育所の開設等の企業の取り組みを支援します。 ⇒P80～85 教育・保育の確保	保育サービス課
8	㊦ 時間外保育	就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育（延長保育）事業を実施します。 ⇒P86 時間外保育事業	保育サービス課
9	㊦ 一時預かり保育	家庭において、緊急または一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、地域子育て支援拠点等で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり事業を実施します。 ⇒P92 保育所等における一時預かり事業	保育サービス課 子ども家庭支援センター
10	㊦ 病後児保育	病気や怪我等により保育園等に通えない児童を、医療機関等に併設された専用スペース等で保育します。 ⇒P93 病児・病後児保育事業	保育サービス課
11	㊦ ショートステイ・トワイライトステイ	ショートステイ：宿泊型一時保育サービスを実施します。 トワイライトステイ：夜間一時保育サービスを実施します。 ⇒P89 子育て短期支援事業	子ども家庭支援センター
12	㊦ 私立幼稚園預かり保育事業	私立幼稚園が実施する、在園児を対象とした預かり保育事業を支援します。 ⇒P91 幼稚園における一時預かり事業	教育総務課 (私学行政担当)
13	未来 区立保育園の改築・改修	耐震診断結果に基づく耐震改修や、老朽化した保育園の改築・改修を進め、良好な保育環境を整備します。	子育て支援課・ 保育サービス課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
14	未来 区立保育園の拠点機能強化	地域の保育水準の向上のため、18の区立拠点園を中心として、家庭福祉員への訪問支援、認証保育所、小規模保育所等との交流保育、拠点園での公開保育研修など、保育連携推進事業を実施します	保育サービス課
15	休日保育	年末年始を除く日曜日、祝祭日に保護者が就労の為家庭で保育出来ない児童を、認可保育所で保育します。	保育サービス課
16	年末保育	12月29・30日に保護者が就労等のため家庭で保育ができない児童を、認可保育所で保育します。	保育サービス課
17	休日デイサービス	日曜・祝祭日の日中における保育サービスを実施します。	子ども家庭支援センター
18	保育士確保対策	民間保育施設の保育士確保を支援します。	保育サービス課
19	保育士等研修の実施	区内の保育施設で従事する職員の専門知識・技術のスキルアップを図ります。 相談事業・サービス向上のための研修を実施します。	保育サービス課
20	第三者評価の実施	保育サービスの内容や質を公平な第三者機関により評価し、比較可能な情報として区民に提供します。	保育サービス課

個別目標 2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 女性のための相談	男女平等推進センターで女性のための相談を実施します。 働く女性のための相談では、職場での人間関係、雇用、セクシュアル・ハラスメント等に関する相談、適職相談、キャリアカウンセリングなど就職に関する相談を実施します。 こころの悩み相談では、対人関係、自分の生き方や性格、夫婦や親子関係に関する相談を実施します。	人権・男女平等推進課
2	未来 ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、男性の家庭参画を促すため、男性のための日常的な家事や子育て参加支援の講座などを開催します。	人権・男女平等推進課
3	男女平等・男女共同参画に関する講演会やセミナー等の開催	男女共同参画に対する理解を深め、家庭や職場などあらゆる場で性別役割分担意識を解消できるよう、講演会やセミナー等を開催します。	人権・男女平等推進課
4	男女平等に関する情報誌「パステル」の発行	男女平等・男女共同参画に関する情報の提供や、性別役割分担意識の解消に向けた意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
5	女性のエンパワーメントセミナーの実施	女性が様々な分野でチャレンジできるよう、潜在能力の引き出しとスキルアップを図り、再就職を支援する講座を実施します。	人権・男女平等推進課
6	「テクノプラザ」等による呼びかけ	子育てや女性の就労に対する理解を深め、支援する気運を盛り上げるため、記事を掲載します。	(公財) 大田区産業振興協会
7	商業団体他産業団体への働きかけ	商業団体他産業団体の情報誌等への掲載を働きかけます。	産業振興課

現状と課題

妊娠出産から乳幼児期にかけては、基本的な生活リズムを整え、人格形成の基礎を培う大切な時期であり、親や家庭との情緒的な交流や信頼関係が子どもの成長の糧となります。

一方、核家族化、少産少子化が進み、育児についての相談や共感を身近で受け止めてくれる人がおらず、孤立感を覚えながら、育児負担とその責任を親が一身に負わなければならないケースが増えており、育児不安に陥る親が多くなっています。

加えて、ひとり親、若年出産、高齢出産など、個々の親がそれぞれに抱える問題があります。

妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、親子を応援する環境づくりが必要です。

また、子どもたちは、学童期から思春期にかけて、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、その結果、性的な悩みや精神的な不安等を抱えることも考えられます。小児医療の充実とともに、思春期保健対策を推進し、子どもたちの成長を支援していくことが重要です。

 今後の取り組み

関係機関との連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、相談や交流の場を提供します。

また、子どもが病気になった時、安心して医療が受けられるように、医療機関に関する情報提供や医療費の助成を行うなど、子どもの医療・保健体制を充実します。

個別目標 3 - 1 親と子どもの健康の確保

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	㊦未来 すこやか赤ちゃん訪問 (新生児・産婦訪問 指導)	すべての乳児家庭を生後4か月までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境を確認し、子育て情報の提供を行います。 ⇒P97 乳児家庭全戸訪問事業	健康づくり課 (各地域健康課)
2	㊦ 妊婦健康診査	妊婦健康診査の費用を14回まで、超音波検査の費用を1回助成します。 ⇒P96 妊婦健康診査	健康づくり課
3	未来 両親学級	妊娠・出産・育児等の講義、沐浴実習等を実施します。	各地域健康課
4	未来 子ども医療費助成事業	児童の医療費を助成し、児童の健康の確保及び増進、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
5	未来 39歳以下区民健診	18歳以上39歳以下で、職場などで健診を受ける機会のない方に対し、健康診査を実施します。	各地域健康課
6	未来 39歳以下基本健診	18歳以上39歳以下で、職場などで健診を受ける機会のない方に対し、健康診査を実施します。	健康づくり課
7	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした方に母子健康手帳、母と子の保健バックを交付します。	健康づくり課 各地域健康課 特別出張所等
8	妊婦歯科健康診査	歯科医療機関に委託して健康診査を実施します。	健康づくり課
9	4か月児健康診査	乳児の健全育成を図るため健康診査を実施、あわせて栄養・育児相談を実施します。	各地域健康課
10	6か月児健康診査	乳児の健康管理の向上のため健康診査を実施します。	健康づくり課 各地域健康課
11	9か月児健康診査	乳児の健康管理の向上のため健康診査を実施します。	健康づくり課 各地域健康課
12	1歳6か月児健康診査	育成指導及び措置を行うことで幼児の健全育成を図るため健康診査・歯科健診を実施、あわせて栄養・育児・歯の相談を実施します。	各地域健康課
13	3歳児健康診査	育成指導及び措置を行うことで幼児の健全育成を図るため健康診査・歯科健診を実施、あわせて栄養・育児・歯の相談を実施します。	各地域健康課
14	乳幼児歯科相談	乳幼児歯科相談を実施します。 ①歯科健康教育 ②歯科健康相談 ③歯科経過観察健診 ④予防処置 ⑤保健指導	各地域健康課
15	幼児歯科健康診査・ フッ化物塗布	歯科医療機関に委託して歯科健診、フッ化物塗布を実施します。	健康づくり課 各地域健康課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
16	予防接種	予防接種法に基づき、各種ワクチンを医療機関に委託して行い、感染症の感染・発病を予防します。	保健衛生課 各地域健康課
17	乳幼児経過観察健康診査	小児科医による健診・指導が必要な乳幼児に健康診査を実施します。	各地域健康課
18	育児学級等	保健師・栄養士・歯科衛生士等による育児・栄養・歯科指導を実施します。	各地域健康課
19	養育医療給付	医療を必要とする未熟児に対する養育に必要な給付を実施します。	健康づくり課 各地域健康課
20	育成医療費給付	身体の障がいのため手術を必要とし、治療効果が期待される18歳未満の児童に対し医療給付を実施します。	健康づくり課 各地域健康課
21	地域（出張型）健康教育	地域の依頼により地域に出張して講習を実施します。	各地域健康課
22	栄養セミナー・栄養講習会等	健康的な食生活のための講習会を実施します。 「パパの」「ママの」クッキングスクールを実施します。	各地域健康課
23	乳幼児保健指導	保健師・栄養士・歯科衛生士等による訪問・面接・電話等による育児等の相談を実施します。	各地域健康課
24	栄養講習会（離乳食）	妊婦に対して離乳食の作り方の調理実習を実施します。	各地域健康課
25	絵本との出会い事業	4か月健診で絵本セットを配布して、読み聞かせの支援や子どもの健全な発達を促します。	健康づくり課 各地域健康課
26	子育てグループワーク（子育て支援事業）	心理相談員、保健師等とともにグループワークを行い、子育てを支援します。	各地域健康課
27	育児グループへの支援	孤立しがちな母子等へ育児グループへの参加を促し、子育てを支援します。	各地域健康課
28	学校との連携による健康教育（みんなでよい歯のまちづくり）	学校との連携による歯科健康教育を実施します。	各地域健康課
29	みんなでよい歯のまちづくり	依頼により保育所や幼稚園などに出張し、歯科健康教育・健康相談を実施します。	各地域健康課

個別目標 3 - 2 学童期・思春期の健康づくりの支援

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	性感染症検査・相談	性感染症の血液検査と相談を実施します。	各地域健康課
2	性感染症予防講演会	性感染症予防のための講演会を実施します。	保健衛生課
3	エイズ相談・抗体検査	H I V 抗体検査と相談を実施します。	保健衛生課 各地域健康課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
4	東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援	協議会が開催する小・中学生の薬物乱用防止ポスター・標語コンクールの優秀作品の表彰式、その他、薬物乱用防止キャンペーン活動の支援をします。	生活衛生課
5	精神保健に関する医師・保健師による相談	専門医や保健師による相談（来所、家庭訪問、電話等）を実施します。	各地域健康課
6	自殺総合対策の推進	関係機関による自殺総合対策協議会を開催します。	保健衛生課 子ども家庭支援センター 保育サービス課 教育センター 指導課 他
7	精神講演会	毎年テーマを設定し、専門医等による講演を実施します。	保健衛生課 各地域健康課

個別目標 3-3 食育の推進

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	保育園・学校の栄養士との連携	関係機関との情報交換等の連携と充実のため、連絡会（食育検討会）を実施します。	健康づくり課 各地域健康課
2	食育推進サポートのための在宅栄養士（会）との連携	グループ間の情報・意見交換で連携・協力し、活動の充実を図るための支援をします。	各地域健康課

個別目標 3-4 産科・小児医療の充実

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	かかりつけ医の推進	両親学級、すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）、健診等の機会ごとに近隣医を紹介し、かかりつけ医をもつことを勧めます。	保健衛生課・ 各地域健康課
2	休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療	医師会委託で祝休日及び土曜準夜等の急病患者の診療を実施します。	保健衛生課
3	平日準夜小児初期救急診療	平日準夜における小児救急患者の初期救急医療を実施します。	保健衛生課
4	歯科休日応急診療	休日における歯科応急診療医療を実施します。	保健衛生課
5	産科医療機関の設備整備費助成事業	産科分べん用のベット数の増加に対して助成を行い、区内で安心して子どもを産める環境を整備します。	保健衛生課
6	地域医療機関との協議会等の開催	医師会や医療機関と入院医療、周産期医療、小児医療等に関する検討・協議を行います。	保健衛生課

基本目標 4 子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します

□ 現状と課題

子どもたちが、これからの多様で変化の激しい社会の中でいきいきと活躍するためには、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識と教養、そして柔軟な思考力で新しい価値を創造する力を養っていく必要があります。また、他者と協働し、困難に直面しても粘り強く努力する力を身につけることも重要です。

そのためには、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加することが大切であり、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行う必要があります。

また、子どもたちが個性や能力を伸ばし、たくましく生きる力を育むことができるよう、家庭・地域と学校の連携を強化するとともに、幼児期から小学校、中学校を円滑につなぐ教育環境を構築することが求められます。

□ 今後の取り組み

就学前から義務教育の期間までを通し、子どもの発達段階に応じた達成感、自律性、規範意識、人間関係形成能力を育成します。地域の中で安心して、子ども同士だけでなく様々な世代との交流を行い、自主性を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

個別目標 4－1 豊かな心の育成・保幼小の連携

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 適応指導教室「つばさ」	不登校状態の児童・生徒が早期に在籍校に復帰できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援・集団での活動支援を行います。	教育センター
2	未来 スクールカウンセラーの配置	都費のスクールカウンセラーを全小中学校に配置し、区費のスクールカウンセラーも全中学校と規模の大きな小学校、館山さざなみ学校、2つの中学校の相談学級、4つの適応指導教室に配置します。計画的にスクールカウンセラーの研修を実施し、学校内における相談体制の充実を図り、学校不適応状態にある児童・生徒及びその保護者、教員へのきめ細い支援を行います。	教育センター
3	未来 学校支援地域本部（スクールサポートおた）	学校の教育活動の一層の充実のため、地域全体で学校を支援する仕組みとして、学校支援地域本部（スクールサポートおた）の充実を図ります。具体的な支援内容には、学習支援、部活動支援、環境整備、安全パトロールなどの活動があります。	教育総務課 指導課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
4	未来 小中一貫による教育の視点に立った生活指導の充実	義務教育を9年間の枠で考え、小中一貫による教育の視点に立った生活指導を充実させます。	指導課
5	未来 職場体験活動の充実	勤労の尊さや意義を理解し、職業や進路の選択等に必要な勤労観や職業観を身に付け、キャリア教育充実の視点から共に助け合って生きる人間としての生き方についての自覚を深め、将来の社会人として自立していくための態度を育成する教育を推進します。	指導課
6	生活規範意識を高める教育	生活規範意識向上講座、規範意識を高めるための指導法等を実施します。	指導課 幼児教育センター
7	幼児教育連絡協議会の設置	幼稚園・保育所・小学校等の連携や交流の機会を充実し、共通理解を深めます。	幼児教育センター
8	メンタルフレンドの派遣	不登校等の子どもを対象に、心理学や教育学専攻の大学生等をその家庭に派遣し、話し相手などの活動を通して学校生活への復帰を支援します。	教育センター
9	幼稚園教諭・保育士合同研修	幼稚園教諭・保育士の資質向上を図る研修を推進し、教諭・保育士一人ひとりの幼児理解を深めます。	幼児教育センター
10	保幼小の交流及び連携事業	体験を広げる子ども同士の交流を充実させるとともに、子どもの成長を一貫して支援するため、各教育機関の教職員同士の相互連携を図るための研修や情報共有を推進します。	幼児教育センター 指導課
11	道徳教育の充実	道徳教育推進教師連絡会の開催、道徳指導資料の作成・配布等を通して道徳授業の充実を図ります。	指導課
12	人権教育の推進	学校と家庭、地域が連携し、道徳授業地区公開講座の充実を図り、子どもたちの他者を尊重し、生命を尊ぶ心を育てるとともに、児童・生徒一人ひとりの自己肯定感や自己決定力を育成します。	指導課
13	子どもの心サポート月間の実施	6月と11月を「子どもの心サポート月間」と位置付け、区立小学校4年から中学校3年の児童・生徒を対象に学校生活調査（メンタルヘルスチェック）を実施し、その結果から必要に応じて個別面談等を行い、適切に組織的な対応をします。	指導課
14	いじめ防止対策の充実	いじめ防止のための基本方針に基づき、教育委員会と学校が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応等により、いじめを防止します。	指導課
15	問題行動対策の充実	児童・生徒の問題行動に対して、専門的な力を有する経験豊かな人材を学校に派遣します。	指導課
16	自然体験活動の実施	豊かな自然環境の中で、移動教室等を通じて自然に親しむとともに人々との交流を深め集団生活の在り方を体験するなど、心身ともに健全で調和のとれた人間の育成を推進します。	学務課 指導課

個別目標 4 - 2 様々な交流を踏まえた人材育成

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	保育園・児童館の児童と高齢者との交流	保育園、児童館の児童が高齢者と交流します。	保育サービス課 子育て支援課
2	保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進	中高生のボランティアを受け入れ、園児や児童との生活や遊びを通してふれあいの機会を持ちます。	保育サービス課 子育て支援課 指導課
3	リーダー講習会 (小学校・中高生)	青少年向けリーダー講習会を実施します。 ①リーダー講習会(小学生対象) (※青少対会長会に事業委託) ②リーダー講習会(中学・高校生対象)	地域力推進課
4	リーダー講習会 (成人)	指導者向けリーダー講習会を実施します。 ①自然体験キャンプセミナー ②青少年教育指導者セミナーⅠ(リスクマネジメント) ③青少年教育指導者セミナーⅡ(居場所)	地域力推進課

個別目標 4 - 3 親子のふれあいの場・体験機会の場づくり

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 職場体験活動の充実 (再掲)	勤労の尊さや意義を理解し、職業や進路の選択等に必要 な勤労観や職業観を身に付け、キャリア教育充実の視点から 共に助け合って生きる人間としての生き方についての自覚 を深め、将来の社会人として自立していくための態度を育 成する教育を推進します。	指導課
2	家庭・地域教育力向 上支援事業	家庭や地域の教育力向上のため、PTAや自主団体に委託 して、家庭や地域における子どもの教育に関わる講演会や 学習会を実施します。	教育総務課
3	子ども向け人材育成 事業	工場見学とものづくり体験を通して、大田区のものづくり 産業の意義とその魅力を知ってもらいます。 また、親子で楽しむ「ロボット教室」やプログラミングロ ボットづくりなど、工業大学や産業技術高等専門学校等と 連携したものづくり実践教室を実施し、ものづくりの楽し さを通じて、未来のものづくり人材を育成します。	産業振興課
4	家庭教育学習会 (学校デビュー応援 プログラム)	子どもの小学校生活がより充実したものになるための家庭 や親の役割について学習会を実施します。	教育総務課
5	大田区子どもガーデ ンパーティー	青少年対策地区委員会が中心となり、各会場実行委員会を 組織し実施します。区内 10 会場でゲームや軽スポーツを楽 しみながら、地域の人たちと一緒に活動する体験を通して、 子どもたちが健やかに成長することを願って、地域ぐるみ の協力を得て開催します。	地域力推進課
6	青少年健全育成 (青少年対策地区委 員会)	地域における青少年健全育成活動を積極的に推進するた め、青少年対策地区委員会への委託契約により地区活動事 業を実施します。	地域力推進課
7	国際理解教育の推進	日本の伝統・文化や異文化を理解するとともに、外国の方々 とのコミュニケーション能力の育成や互いの人権を尊重す る態度など、国際社会に貢献できる力を育成するための教 育活動を推進します。	指導課
8	自然体験活動の実施 (再掲)	豊かな自然環境の中で、移動教室等を通じて自然に親しむ とともに人々との交流を深め集団生活の在り方を体験する など、心身ともに健全で調和のとれた人間の育成を推進し ます。	学務課 指導課

個別目標 4 - 4 子どもの居場所づくり

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	<p>㊦【未来】 小学生の居場所づくり (大田区版放課後子ども総合プラン)</p>	<p>【大田区版放課後子ども総合プラン】 学童保育事業と放課後子ども教室事業を一体型として、全ての区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所として順次、実施します。</p> <p>【学童保育事業】 就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童・小学1年生から6年生を預かります。</p> <p>【放課後子ども教室】 学校の施設を活用して、児童の放課後の安心・安全な居場所を実現し、児童の放課後の活動と交流を通じたプログラムを実施します。</p> <p>⇒P88 放課後児童健全育成事業</p>	子育て支援課 教育総務課
2	<p>㊦ 学童保育の延長保育、夏休み利用、一時利用</p>	<p>【延長保育】 就労などのために17時以降保護者がいない家庭の学童を対象に18時まで預かります。</p> <p>【夏休み利用】 夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。</p> <p>【一時利用】 家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。</p> <p>⇒P88 放課後児童健全育成事業</p>	子育て支援課
3	学童保育室での要支援児の受け入れ	小学校6年生までの支援が必要な児童の受け入れを全学童保育室で実施します。	子育て支援課
4	児童館の一般利用 (自由来館)	小学生、中学生が自由に利用できる施設です。館内には図書室、工作室、遊戯室などがあります。	子育て支援課
5	児童館での中学生タイム	中学生の友好活動の場の提供およびメンタル面の支援をします。	子育て支援課
6	公園・児童公園	乳幼児親子や小、中学生に遊びの場を提供します。	都市基盤管理課 各まちなみ維持課
7	行事開放	土・日・休日にスポーツ、レクレーションを通じて余暇の有効利用を図ります。	教育総務課
8	校庭等開放	児童の安全な遊び場として小学校の校庭を開放します。	教育総務課
9	スポーツ開放	日曜日に小学校の体育館を開放し、スポーツの動機づけを図ります。	教育総務課
10	中高生の居場所づくり	中高生の居場所づくりや若者の社会活動を積極的に支援します。	子育て支援課

□ 現状と課題

子どもたちが地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての区民の願いです。一方で、子どもを取り巻く環境は、情報化社会の進展により、複雑化しており、安全・安心に対するニーズは多岐にわたります。

区では、安全・安心なまちづくりの視点での道路、公園整備のほか、自治会・町会やPTAなどによる地域安全・安心パトロール活動など、地域住民が主体となった活動が強化されています。

また、東日本大震災の教訓や首都直下地震等の新たな被害想定により、教育・保育施設の耐震対策や非常時の備蓄等にも力を入れてきました。

このような道路交通環境、生活環境などの整備や災害対策の強化により、子どもを犯罪や事故、災害から守ることが重要です。引き続き、地域や関係機関との連携を充実させ、安全・安心な体制づくりに努める必要があります。

また、スマートフォンの普及などに伴い、インターネット上に氾濫する有害情報等の危険性は増大してきており、子どもが被害者、加害者となる犯罪も後を絶ちません。こうした環境変化を踏まえ、子どもたちに自ら身を守り安全を確保する能力を身に付けさせることが重要です。引き続き、行政や学校、家庭・地域が連携して、子どもや子育て家庭の視点に立った対策を推進していく必要があります。

□ 今後の取り組み

子どもと子育てにかかわるすべての人々が、安全に、安心して、快適に暮らせるまちづくりを推進するため、犯罪から子どもを守るための危機管理の徹底と、交通事故から子どもを守るための交通事故防止対策を、関係機関との強力な連携のもと実施します。

また、子どもが自ら危険回避できる力を養うための防犯・防災教育を、警察、行政、幼稚園、保育所、学校、地域等の連携や協力により、今後も引き続き推進します。

加えて、区内の教育・保育施設が、地震等の災害時に適切な対応ができるよう支援します。

個別目標 5 - 1 安全・安心なまちづくりの推進

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 LED街路灯整備の推進	区道に設置されている街路灯をLED化することで、夜間における視認性を高め、安全を確保します。	建設工事課
2	防災対応マニュアル・防災の手引き等	災害に備えて、児童館、幼稚園、保育所の各施設で防災の手引きの作成をしています。	子育て支援課 保育サービス課 教育総務課
3	災害物品の備蓄	大規模災害に備え、区内すべての児童館、幼稚園、保育施設に3日分の水・食料を備蓄し、子どもたちの安全・安心を図ります。	子育て支援課 保育サービス課 教育総務課
4	子育て世帯へのバリアフリー情報の提供	「おでかけマップ」の充実を図ります。	福祉管理課

個別目標 5 - 2 子どもを犯罪や交通事故から守るまちづくりの推進

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 区民安全・安心メールサービスの運用	平成20年度から大田区では、安全安心のまちをつくるために、携帯電話やパソコンのメール機能を利用した区民安全・安心メールサービスを導入しました。このメールサービスにより、希望する保護者、施設管理者等へ不審者情報のメールを配信しています。	防災課
2	未来 こどもSOSの家による見守り活動の推進	子どもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所や気軽に相談できる場所としてSOSの家を設置しました。自治会・町会、PTA、学校、警察などの地域と連携した子どもの見守り活動を進めるとともに、子どもたちの健全育成を図ります。	防災課 地域力推進課
3	未来 公共空間での防犯カメラの設置	防犯カメラは、犯罪抑止力としての効果の側面から、地域の安全・安心なまちづくりに欠かせません。自治会・町会や商店街に対して、街頭防犯カメラの設置費用の一部として、区と都で補助金を支出しています。公園等の公共空間での犯罪抑止として防犯カメラの設置を促進するなど安全性を向上させます。	防災課
4	未来 交通安全移動教室の開催	事故多発地点となっている交差点の交通ルールを模擬交差点（信号機・横断歩道マット持参）を使って指導することにより、幼児と車両との交通事故防止を図ります。	都市基盤管理課
5	未来 交通安全自転車教室の開催	主として子どもを対象とし、交通公園の施設内で自転車の運転に関する交通ルールについて指導することにより、交通事故の防止及び交通マナーの向上を図ります。	都市基盤管理課
6	未来 「交通安全だより」の発行	保育園・幼稚園・小学校向け啓発用パンフレットを作成し、視覚を利用して交通事故防止を図ります。	都市基盤管理課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
7	防犯教育・訓練の実施	小・中学校におけるセーフティ教室、保育園などでの不審者侵入を想定した訓練を実施します。	指導課
8	学校と警察等の関係機関との情報交換の実施	学校だけでは解決の難しい非行等の問題行動に関し、必要な情報の連絡を行い、対策を講じます。	指導課
9	小学生への防犯ブザーの貸与	児童の防犯対策の一環として、防犯ブザーを貸与し、区立小学校に通学する全児童が携帯します。	学務課
10	交通安全巡回指導	専任の交通安全指導員を2名配置し、児童に交通安全意識を身につけさせ、児童自身でその場の状況に応じた正しい判断ができるよう指導します。	教育総務課

個別目標5-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 少年の非行防止啓発活動	警察、地域、学校と連携した万引き防止運動や、非行防止教室等を実施するほか、少年等への非行防止のための周知活動や注意喚起を行います。不審者情報のメール配信や地域パトロール活動の充実等により、子どもが犯罪被害にあわないようにします。	防災課
2	未来 万引きしにくい環境づくり	警察、地域、学校と連携した万引き防止運動や、「万引きは犯罪である」旨の広報啓発活動を実施し、規範意識を高めていきます。万引き被害にあう商店・店舗も多いことから、商店・店舗に対して万引きしにくい店舗づくりの助言等の支援を行います。	防災課
3	青少年をめぐる環境浄化旬間及び青少年健全育成大会の実施による啓発活動の推進	毎年3月1日～10日までを強調旬間とし、広く区民に青少年健全育成の重要性を訴え、青少年を取り巻く社会環境の浄化に理解、協力を求めています。 区報、懸垂幕・立看板による啓発活動、有害図書等の自粛要請のほか、青少年健全育成大会を実施します。	地域力推進課
4	有害図書等対策の推進	青少年をめぐる環境浄化推進委員会と連携し、青少年に悪影響を及ぼす有害環境浄化のため、書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店、成人向け雑誌・ビデオソフト等販売店に対し、自粛要請活動を行います。	地域力推進課
5	青少年をめぐる環境浄化委員会への支援	青少年の健全な育成を妨げる有害環境を浄化し、青少年にとっての良好な環境を醸成するため、必要な支援を行います。	地域力推進課

基本目標6 特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします

□ 現状と課題

ひとり親家庭への支援として、従前より子育てや生活支援、経済的支援などの事業を展開しています。障がい児がいる家庭、子どもがいる外国人家庭など、個々の状況に応じた配慮や支援が必要な家庭が増加しています。

これらの家庭を始め母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、不安とストレスを抱えています。これらのことが要因の一つとなり、虐待のリスクを高めていることが社会問題となっています。

こうした特に支援を必要とする子どもたちが地域社会で健やかに成長するには、子どものライフステージ^{※9}にあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが不可欠です。また、子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められています。

（注※9）人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

□ 今後の取り組み

ひとり親家庭や障がい児のいる家庭、子どもがいる外国人家庭などの中で、養育不安のある家庭など、特に支援を要する家庭に対して、個々の状況に応じた配慮や支援が必要な場合があります。また、虐待のリスクのある家庭については、早期に適切な支援を受けることが必要となります。このため、支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。

虐待などに対する区の主体的な取り組みを強化するために、現在東京都が実施機関となっている児童相談所を特別区区長会の方針に基づき区へ移管することをめざします。

個別目標6-1 ひとり親家庭への支援

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	児童扶養手当	父または母と生計を同じにしていない児童が育成される家庭の、生活の激変を一定期間緩和し、自立の促進に寄与することを目的に支援を行います。	子育て支援課
2	児童育成手当	児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児童の心身の穏やかな成長に寄与することを趣旨として支援します。	子育て支援課
3	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て支援課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
4	母子生活支援施設 (区立ひまわり苑・ コスモス苑)	施設において母子が健康で明るい生活ができるよう援助・ 助言し、自立への支援を図ります。	子育て支援課 各生活福祉課
5	ひとり親家庭の相談	ひとり親に関する施策の案内や、生活についての相談を実 施します。	各生活福祉課
6	母子(女性)緊急一 時保護事業の実施	家庭内のトラブルで、緊急に保護が必要な時、一時的な生 活の場を提供します。	各生活福祉課
7	ひとり親家庭ホーム ヘルプサービス	ひとり親家庭で、日常生活に支障がある場合、ホームヘル パーを派遣します。	各生活福祉課
8	母子及び父子福祉資 金貸付	母子家庭または父子家庭が経済的に自立した生活を送るた めに必要な資金の貸付(転宅資金、修学資金、就学支度資 金等)を実施します。	各生活福祉課
9	母子家庭及び父子家 庭自立支援給付金事 業	母子家庭の母等の就労を支援するため、職業能力開発のた めの講座受講や国家資格取得のための修業期間中に給付金 を支給します。	各生活福祉課
10	高齢者等住宅確保支 援事業	住宅に困窮するひとり親世帯の民間住宅への入居を支援す るために、相談を受けて助言を行い、必要があれば、不動 産業界団体へ住宅の紹介を依頼します。また、入居時に必 要な火災保険料や保証料等も所得制限を設けて一部助成し ております。	住宅課
11	大田区高齢者世帯等 転居一時金助成制度	取り壊し等のため民間の賃貸住宅から別の民間住宅に転居 が必要となった、現に児童扶養手当を受給しているひとり 親家庭に対して、転居に必要な礼金・権利金、仲介手数料 を助成します。	住宅課

個別目標 6-2 児童虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	⑦未来 養育支援訪問事業 養育支援家庭訪問事 業「ゆりかご」	【養育支援訪問事業】 養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関す る相談、指導助言等の支援を行い、児童虐待を未然に防止 します。 ⇒P98 養育支援訪問事業等 【ゆりかご】 すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、養育に不安を抱える 乳児家庭に対して地域の支援員等が訪問し支援します。	子ども家庭 支援センター
2	未来 児童虐待防止ネット ワークの充実	要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・個 別ケース会議)を開催し児童虐待防止ネットワークの構築 を図ります。	子ども家庭 支援センター
3	未来 児童虐待防止に向け た啓発の推進	大田区における児童虐待への対応力を高めるため、虐待防 止マニュアルを改訂するとともに、啓発活動を推進します。	子ども家庭 支援センター
4	未来 初めてのお子さんの パパ・ママ子育て教 室	乳児とパパ・ママと一緒に参加する教室を開催し、夫婦の 相互理解を深め、家族力の向上を目指します。他の子育て 家庭と子育ての悩みを共有することで、子育ての不安解消 と仲間作りにつなげていきます。	子ども家庭 支援センター

No	個別施策	取り組み内容	関係課
5	見守りサポート事業	虐待により、一時保護や施設入所した児童が家庭に戻った時や軽度の虐待と認定されたとき、その家庭に対し、児童相談所の要請により、見守りサポート支援を行います。	子ども家庭支援センター
6	虐待防止支援訪問	養育困難家庭、養育不安の強い家庭等、子どもの健全な成長が懸念される家庭を訪問し支援します。	子ども家庭支援センター

個別目標 6－3 障がい児と家庭への支援

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 相談支援の充実	心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児や子育てについての心配や悩み等の発達相談を実施します。また、18歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。	わかばの家
2	未来 早期支援の推進	こども発達センターわかばの家において、発達障がい ^{※10} 児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。	わかばの家
3	特別児童扶養手当	身体又は精神に障がいを有する児童について、障がい児の福祉の増進を図るため支援します。	子育て支援課
4	乳幼児発達健康診査	小児神経専門医による健診・指導を実施します。	各地域健康課
5	都の重症心身障がい児対策（訪問事業等）との連携・支援	都の保健師・看護師が訪問し家族とともに日常生活上の看護をし、相談に応じる都の制度に対し、区の保健師が連携をとり、障がい児と家族の支援をします。	各地域健康課
6	保育所等における障がい児の受け入れの推進	全認可園で保育を必要とする障がい児の受け入れを実施します。	保育サービス課
7	私立幼稚園特別支援教育事業	特別な支援を要する園児の教育条件の維持、向上のために必要な経費の一部を補助金として交付します。	教育総務課 (私学行政担当)
8	サポートブックかけはし作成講座の開催	継続した支援を受けるには、お子さんの生い立ちや医療・療育・教育の情報を幼児期から整理しておくことが重要です。サポートブックかけはしの普及に努め、作成講座の開催により、本人の発達の様子や得意分野を再認識し、保護者相互の交流の機会を設けます。	子育て支援課
9	障害児通所支援事業	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の利用についての相談やサービス利用に必要な給付決定を行い、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所などの利用を支援します。	子育て支援課
10	学童保育室での要支援児の受け入れ（再掲）	小学校6年生までの支援が必要な児童の受け入れを全学童保育室で実施します。	子育て支援課

(注※10) 乳幼児期に様々な原因が影響し、発達の遅れや機能獲得の困難さが生じた状態。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
11	大田区心身障害児（者）地域活動支援センター運営支援	心身障がい児（者）を対象としている地域活動支援センターの運営を支援します。	障害福祉課
12	特別支援学級の運営	特別支援学級への介添員の派遣及び教材等整備を行います。	学務課 指導課
13	特別支援教育実施体制の整備	特別支援教育における教育内容・方法を充実し、小中学校における総合的支援体制を整備します。	学務課 指導課
14	保育所・児童館・民生委員等との連携	関係機関との情報交換等の連携と子育て支援の充実のため連絡会を実施します。	各地域健康課
15	関係機関との連携強化	関係機関や児童発達支援事業所とネットワークを構築し、発達障がいに関する地域支援力の向上と人材育成・啓発を促進します。	わかばの家 子育て支援課
16	発達障がいの理解啓発の促進	発達障がいの理解啓発と地域支援力の向上のため、講演会・シンポジウムの開催、啓発パンフレットの作成・配布を行います。	わかばの家 子育て支援課

個別目標 6 - 4 外国人家庭への支援

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	未来 多文化共生推進センター事業の充実	日本語が不自由な在住外国人が区内で安心安全に暮らせるよう、多文化共生推進センターにおいて、外国人を対象にした日常生活に関する相談や、区立施設への通訳派遣・翻訳を、英語、中国語、タガログ語等の多言語で行います。	国際都市・ 多文化共生推進課
2	未来 身近な暮らし情報の発信	日本語を母語としない外国人が地域で安心して生活できるよう、必要な地域情報、身近な生活情報などを、より多くの言語やルビ付きのわかりやすい日本語で提供します。	国際都市・ 多文化共生推進課
3	未来 外国人のための日本語教室の充実	日本語が不自由なため未就学となっている外国人等の子どもに日本語指導を行うことで、就学に結び付けます。	国際都市・ 多文化共生推進課

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。



大田区は、昭和22年3月15日、大森区と蒲田区が合併し誕生しました。当初より行政区域を大森、調布、蒲田の3地域としてきました。JR大森駅、蒲田駅は、大田区の中心的な商業地区となっており、調布地区は、私鉄駅を中心とした緑豊かな住宅地が形成されている地域となっています。

これらの地域特性や交通網、地域のネットワーク等を勘案し、大森地区（大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿）、調布地区（嶺町、田園調布、鶉の木、久が原、雪谷、千束）、蒲田地区（六郷、矢口、蒲田西、蒲田東、糞谷、羽田）の区域を教育・保育提供区域の基本とします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方

区分	事業名	圏域	圏域の考え方
教育	幼稚園、認定こども園	区全域	より良い環境で教育を受けられるよう、区全域でニーズ量を確保できるよう努めていく。
保育	保育所、認定こども園、地域型保育事業等	3圏域	より身近な環境で保育を受けられるよう、3圏域別のニーズ量を確保できるよう努めていく。なお、圏域移動（居住地と利用施設の所在地の違い）があることから、区全体で待機児童を出さないよう取り組んでいく。
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業	3圏域	保育所を整備することで利用定員が確保されることを想定しているため、3圏域別に確保方策を検討する。
	(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	区全域	校区単位の実態に合わせ検討することから、圏域は区全域とする。
	(3) 子育て短期支援事業	区全域	保護者が児童の養育が困難になった場合等に、子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応するため、区全域で確保していく。
	(4) 地域子育て支援拠点事業	区全域	身近な地域における交流・相談機能として拡充していくが、区域を超えた利用も想定されることから、区全域で施設の適正な配置や事業のあり方について検討する。
	(5) 幼稚園における一時預かり事業	区全域	当事業を実施する幼稚園の在園児の利用希望について、それぞれの園にて対応するものであることから、圏域は区全域とする。
	(6) 保育所等における一時預かり事業	区全域	当事業を実施する保育所は認可保育所だけでなく、認可外保育所を含む多様な資源が混在することから、圏域は区全域とする。
	(7) 病児・病後児保育事業	区全域	身近な地域で利用できるよう拡充していくが、区域を超えた利用も想定されることから、圏域は区全域とする。
	(8) ファミリー・サポート・センター事業	区全域	援助を受けることを希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動により、一時的な預かりや保育園等の送迎を実施するものであり、会員を増やしていくことが確保方策となることから、圏域は区全域とする。
	(9) 利用者支援事業	区全域	広範な子育て支援情報の提供や相談についての役割を担うことから、圏域は区全域とする。
	(10) 妊婦健康診査	区全域	確保方策は、医療機関において行っていく実施体制であることから、圏域は区全域とする。
	(11) 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）	区全域	確保方策は、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する実施体制であることから、圏域は区全域とする。
	(12) 養育支援訪問事業等	区全域	確保方策は、必要とする家庭を訪問し、指導・助言を行う実施体制であることから、圏域は区全域とする。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園（認定こども園）

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため良好な環境を与えて、その心身の成長を促すことを目的としています。

認定こども園は、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供するものです。

【現状】

幼稚園は大田区内に 48 園あり、すべて私立幼稚園です。満3歳から就学前までを対象に幼児教育を行っており、在籍園児数は 9,231 人です。※平成 26 年 5 月 1 日現在。大田区には、平成 27 年 3 月末現在認定こども園はありません。

【今後の方向性】

満3歳児から就学前の園児については、今後も大きく減少することは見込まれないことから、ニーズ量に対し不足する提供量は、認可保育所等の整備により対応します。

区全域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (1号認定) ※11	8,275 人	8,269 人	8,360 人	8,297 人	8,224 人
ニーズ量 (2号認定) ※11	1,570 人	1,569 人	1,586 人	1,574 人	1,561 人
計	9,845 人	9,838 人	9,946 人	9,871 人	9,785 人
を 確 認 を 受 け な い 方 施 策	実施箇所数	48 箇所	48 箇所	48 箇所	48 箇所
	提供量	9,230 人	9,230 人	9,230 人	9,230 人
区外調整	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
過不足	△565 人	△558 人	△666 人	△591 人	△505 人

(注※11) 子ども・子育て支援法で規定された、子どものための教育・保育給付を受けるための認定制度。

1号認定は3歳以上の教育認定、2号認定は3歳以上の保育認定、3号認定(82ページ参照)は3歳未満の保育認定。

(2) 認可保育所（認定こども園）、特定地域型保育事業、

区独自保育事業

【事業概要】

認可保育所は、保護者の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に、養護と教育を一体的に提供し、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉法に基づく東京都の認可を受けた施設です。

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、区が認可の基準を定めた小規模保育所や事業所内保育所等で行う保育事業です。

その他、子ども・子育て支援新制度の給付対象とはなりません。大田区が独自に支援する保育事業の定員拡充にも努めます。

○ 家庭福祉員（保育ママ）

心身ともに健康で、保育士・教員・看護師等、資格、もしくは子育て経験があり、区の認定を受けている家庭福祉員（保育ママ）が、自宅またはグループ保育室で保育を行います。生後43日～2歳未満の健康な乳幼児が対象です。

○ 認証保育所

大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都が独自の基準を設けて認証した保育施設です。0歳児保育、13時間保育を実施します。

○ 定期利用保育事業

保護者の多様な就労形態やライフスタイルに対応するため、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決めることができる保育サービスです。大田区定期利用保育室のほか、私立保育園等の多目的室などを活用して実施します。

【現状】

○ 認可保育所は、区立50園、私立45園があり、定員は9,886人です。

○ 地域型保育事業のうち小規模保育所は、平成25年度に3か所開設し、定員は55人です。

○ 家庭的保育（保育ママ）は45名、認証保育所は44か所、定期利用保育事業は11か所で実施しています。定員合計は1,890人です。※平成26年4月1日現在

【今後の方向性】

0歳児については、親の就労状況や育児休業の取得状況等で、保育ニーズが大きく変わる可能性があることから、保育定数の拡充と同時に在宅での育児を支援する体制の充実が必要です。

育児休業明けの保育ニーズに着実に対応できるよう、1歳児の保育定数の拡充を重点的に進め、不足が見込まれる0～2歳児については、認可保育所の他、地域型保育事業や認証保育所、定期利用保育事業の拡充で確保を図ります。

待機児童が早期に解消されるよう、大森駅周辺、蒲田駅周辺、調布地区などの待機児童が多い重点地域を中心とした保育サービス基盤の整備を進め、平成28年度は糀谷駅前再開発地区、馬込地区において認可保育所の整備を進めます。

また、区内事業所の従業員が育児と仕事を両立できるよう、地域型保育事業の一つである事業所内保育所の開設など、企業の取り組みを支援していきます。

① 施設整備

区全域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設新規整備	23か所	9か所	7か所	1か所	1か所
特定保育施設	7か所	3か所	2か所	0か所	0か所
特定地域型保育事業	7か所	3か所	3か所	0か所	0か所
大田区独自施策	9か所	3か所	2か所	1か所	1か所

※各年度の4月1日～3月31日に開設する施設数。

② 保育サービス定員の確保策

【区全域】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (2号認定) 3～5歳		5,942人	5,938人	6,003人	5,958人	5,906人
ニーズ量 (3号認定)	0歳	1,622人	1,607人	1,591人	1,576人	1,562人
	1・2歳	5,127人	5,085人	4,956人	4,909人	4,862人
他区市からの受入		0人	0人	0人	0人	0人
確保方策						
特定保育施設 ・認可保育所 ・認定こども園	3～5歳	6,143人	6,203人	6,316人	6,316人	6,236人
	0歳	762人	762人	777人	841人	853人
	1・2歳	3,618人	3,681人	3,745人	3,698人	3,663人
特定地域型 保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育 事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人
	0歳	0人	0人	57人	112人	124人
	1・2歳	297人	297人	297人	297人	285人
大田区独自施策 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用 保育事業	3～5歳	364人	353人	353人	233人	175人
	0歳	526人	553人	571人	592人	585人
	1・2歳	1,212人	1,107人	914人	914人	914人
過不足	3～5歳	565人	618人	666人	591人	505人
	0歳	△334人	△292人	△186人	△31人	0人
	1・2歳	0人	0人	0人	0人	0人

- ※ ニーズ量については、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」により算出しています。
- ※ 0歳児については、育児休業の取得等による保育ニーズの変化を的確に把握しながら、定員の拡充を図ります。
- ※ 育児休業等からの復帰により、保育ニーズが集中する1歳児及び2歳児の保育定員の拡充を重点的に進めます。

【大森圏域】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (2号認定) 3～5歳		1,885人	1,884人	1,905人	1,890人	1,874人
ニ ー ズ 量 (3号認定)	0歳	535人	530人	525人	520人	516人
	1・2歳	1,765人	1,751人	1,706人	1,690人	1,674人
他区市からの受入		0人	0人	0人	0人	0人
確 保 方 策						
特定保育施設 ・認可保育所 ・認定こども園	3～5歳	2,001人	2,058人	2,112人	2,112人	2,032人
	0歳	256人	256人	262人	289人	301人
	1・2歳	1,203人	1,245人	1,275人	1,259人	1,243人
特定地域型 保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育 事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人
	0歳	0人	0人	38人	57人	57人
	1・2歳	113人	113人	113人	113人	113人
大田区独自施策 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用 保育事業	3～5歳	120人	109人	109人	64人	54人
	0歳	165人	165人	165人	165人	158人
	1・2歳	400人	393人	318人	318人	318人
過 不 足	3～5歳	236人	283人	316人	286人	212人
	0歳	△114人	△109人	△60人	△9人	0人
	1・2歳	△49人	0人	0人	0人	0人

【調布圏域】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (2号認定) 3～5歳		1,397人	1,396人	1,412人	1,401人	1,389人
ニ ー ズ 量 (3号認定)	0歳	422人	418人	414人	410人	406人
	1・2歳	1,459人	1,447人	1,410人	1,397人	1,383人
他区市からの受入		0人	0人	0人	0人	0人
確 保 方 策						
特定保育施設 ・認可保育所 ・認定こども園	3～5歳	1,430人	1,462人	1,464人	1,464人	1,464人
	0歳	198人	198人	198人	198人	198人
	1・2歳	837人	858人	858人	845人	831人
特定地域型 保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育 事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人
	0歳	0人	0人	19人	19人	19人
	1・2歳	148人	148人	148人	148人	148人
大田区独自施策 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用 保育事業	3～5歳	115人	115人	115人	85人	65人
	0歳	150人	168人	186人	198人	189人
	1・2歳	419人	441人	404人	404人	404人
過 不 足	3～5歳	148人	181人	167人	148人	140人
	0歳	△74人	△52人	△11人	5人	0人
	1・2歳	△55人	0人	0人	0人	0人

【蒲田圏域】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (2号認定) 3～5歳		2,660人	2,658人	2,686人	2,667人	2,643人
ニ ー ズ 量 (3号認定)	0歳	665人	659人	652人	646人	640人
	1・2歳	1,903人	1,887人	1,840人	1,822人	1,805人
他区市からの受入		0人	0人	0人	0人	0人
確 保 方 策						
特定保育施設 ・認可保育所 ・認定こども園	3～5歳	2,712人	2,683人	2,740人	2,740人	2,740人
	0歳	308人	308人	317人	354人	354人
	1・2歳	1,578人	1,578人	1,612人	1,594人	1,589人
特定地域型 保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育 事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人
	0歳	0人	0人	0人	36人	48人
	1・2歳	36人	36人	36人	36人	24人
大田区独自施策 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用 保育事業	3～5歳	129人	129人	129人	84人	56人
	0歳	211人	220人	220人	229人	238人
	1・2歳	393人	273人	192人	192人	192人
過 不 足	3～5歳	181人	154人	183人	157人	153人
	0歳	△146人	△131人	△115人	△27人	0人
	1・2歳	104人	0人	0人	0人	0人

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や小規模保育所等で、通常の保育時間を超えて延長保育を実施する事業です。

【現状】

通常保育の利用者に対し、11時間の開所時間を超えて保育を実施しています。延長保育を実施している認可保育所は、平成26年4月現在で93か所あります。区立保育園では20人、区立民営保育園では23人から31人の月ぎめ延長保育の定員を設けており、定員を超えた場合は利用ができない場合もありますが、園によっては欠員も生じています。

私立保育園は園によって異なりますが、定員を設けていないところもあります。また、小規模保育事業でも保護者のニーズに応じた延長保育を実施しています。認証保育所は、13時間開所が認定基準となっており、最長で午前7時から午後11時まで開所している施設もあります。

認可保育所の延長保育利用者実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	—	4,163人	4,778人	5,312人	5,118人
実施箇所数	76か所	77か所	82か所	86か所	89か所

※ 認可保育所（区立・私立）の延長保育利用者数。

【今後の方向性】

ニーズ量に対しては適切な保育定員の確保がされていますが、保護者の保育終了時間の希望と、利用する保育所の時間外保育の実施時間とが合致するよう利用者支援を行います。今後5年間の計画の中で認可保育所や小規模保育事業の新設を行い、延長保育ニーズの受け入れ環境を確保します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	3,885 人	3,867 人	3,848 人	3,816 人	3,781 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	164 か所	172 か所	178 か所	181 か所	184 か所
提 供 量	3,885 人	3,867 人	3,848 人	3,816 人	3,781 人
大 森 圏 域	1,266 人	1,260 人	1,254 人	1,243 人	1,232 人
調 布 圏 域	1,110 人	1,104 人	1,099 人	1,090 人	1,080 人
蒲 田 圏 域	1,448 人	1,441 人	1,434 人	1,422 人	1,409 人

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（以下「学童保育事業」という。）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

小学校1年生～3年生児童の学童保育事業を75か所で実施しています。（児童館・こどもの家・フレンドリー・おおたっ子ひろば他）

○ 利用形態

- ・通常利用：小学校1～3年生を対象に4月から3月まで
- ・夏休み利用：夏休みだけの利用
- ・一時利用：個々の状況により、1日単位の利用

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学童保育利用者数	3,727人	3,815人	3,756人	3,826人	3,946人

【今後の方向性】

1年生から6年生までを対象とし、校庭、体育館等における自由遊び、学習活動、交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）と一体型とし、全ての区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所として実施します。

一体型の学童保育は、平成27年度に8校（学童保育定員330人）開設し、それ以降は、学校施設の状況を踏まえ、順次、整備してまいります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ－ズ量 （低学年）	4,006人	4,051人	4,094人	4,127人	4,124人
ニ－ズ量 （高学年）	1,275人	1,277人	1,273人	1,298人	1,312人
提 供 量	4,858人	*4,858人	*4,858人	*4,858人	*4,858人

* 今後、学校施設を活用した放課後児童の居場所の整備状況により提供量は変動します。

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育を行っています。

- 宿泊型一時保育サービス（ショートステイ）事業
保護者が、入院、看護、出張等の社会的な事由によって家庭における児童の養育することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において児童を預かっています。（原則として7日以内）
- 夜間一時保育サービス等（トワイライトステイ・休日デイサービス）事業
保護者が仕事等の事由により、平日の夜間又は日曜・祝日に児童の養育をすることが困難となった場合等に、児童福祉施設で児童を預かっています。

【現状】

利用者数は、年々減少傾向にあり、特に夜間養護等事業の平成 25 年度の利用者数は 21 年度の半分未満となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延利用者数	2,812 人	2,117 人	1,573 人	1,260 人	1,302 人

【今後の方向性】

ニーズ量は減少傾向にあるものの、保護者が児童の養育をすることが困難になった場合に備え、ニーズの変化に対応しながら、引き続き現在の提供体制を継続していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
二 ー ズ 量	1,307 人	1,301 人	1,295 人	1,284 人	1,272 人
実施箇所数 (確保方策)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提 供 量	1,307 人	1,301 人	1,295 人	1,284 人	1,272 人

(5) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

私立幼稚園において、就労等による保護者の保育ニーズに応えるため、通常の就園時間を延長して預かる事業です。

【現状】

就労による定期的な利用と、通院、学校行事、不定期の就労の際等による一時的な利用があり、区内 44 園で実施しています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	113,443 人	119,899 人	121,947 人	144,946 人	127,215 人
実施箇所数	44 か所	44 か所	44 か所	44 か所	44 か所

【今後の方向性】

幼稚園における一時預かり事業は、幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、ニーズ対応できるよう、提供体制を整備していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	116,613 人	116,527 人	117,812 人	116,924 人	115,898 人
提 供 量	116,613 人	116,527 人	117,812 人	116,924 人	115,898 人

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が個々の選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

【現状】

区では、保護者の相談に対応するために、平成 25 年 10 月から区役所本庁舎に保育サービスアドバイザーを設置しました。教育・保育施設や子育て支援制度を説明し、個別ニーズに寄り添った相談・案内・助言を行っています。

【今後の方向性】

保育サービスアドバイザーの相談内容や相談場所などについて、今後5か年の計画の中で事業内容や機能の拡充を図ります。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③ リーフレットなどを活用し、事業の積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他、事業を円滑にするための必要な業務を行います。
- ⑤ 今後、区民に身近な場所での利用者支援を拡充していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数 (確保方策)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行い、その健康管理等に努める事業です。

【現状】

妊娠届を提出した方に母子健康手帳とともに妊娠健康診査受診票（14回）と超音波検査受診票（1回）を交付し、健康診査費用の一部を助成しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受診者数 (1回目)	5,766人	5,652人	5,655人	5,865人	5,872人

【今後の方向性】

早期に妊娠届を提出することを広報紙やホームページなどで促し、健診費用の一部助成があることの事業周知に努めます。また、母子共に安全安心な出産を目指します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計値	5,389人	5,339人	5,285人	5,237人	5,191人
実施体制 (確保方策)	都内の妊婦健康診査を実施している医療機関では、受診時に妊婦健康診査受診票を使って健診費用の助成を受けることが出来ます。				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業） ●●●●●●

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげる事業です。

【現状】

すべての乳児家庭を対象に生後4ヵ月までに保健師又は助産師が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境の確認及び子育て情報の提供を行っています。訪問数は年々増加しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 数	4,773 人	5,235 人	5,512 人	5,583 人	5,476 人

【今後の方向性】

核家族化により孤立しやすい保護者が育児不安に陥らず、安心して子育てができるよう引き続き全戸訪問に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	5,389 人	5,339 人	5,285 人	5,237 人	5,191 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所地域健康課 保健師 44 人 ・委託契約助産師 助産師 19 人 				



(12) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅において、養育に関する相談、指導助言その他必要な助産師派遣による育児指導、家事・育児ヘルパー派遣による支援等を行い、児童虐待を未然に防止します。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【現状】

保護者が乳幼児の養育に対し家庭内では支援を求めることが困難な状況にある場合、保健師などと連携して助産師やヘルパーを派遣することで乳幼児を養育する方の負担を軽減しています。訪問世帯数は年々増加しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 世 帯 数	22 世帯	25 世帯	29 世帯	38 世帯	48 世帯

【今後の方向性】

養育の支援が特に必要な保護者が不安に陥らず、安心して子育てできるよう、また、子どもの安全を守るため、引き続き事業を進めていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	51 世帯	56 世帯	61 世帯	65 世帯	70 世帯
実 施 体 制 (確 保 方 策)	・保健所地域健康課 保健師 ・子ども家庭支援センター職員 ・委託契約：助産師会、家事・育児ヘルパー事業者、育児サポーター事業者				

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育園には、すべての子どもが健やかに成長するよう良質かつ適切な支援を行う役割を果たすことが求められます。

幼児期の教育・保育は、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、統合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前まで、教育・保育や発達連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続が行えるよう、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、幼稚園や保育施設等の関係職員の資質向上のための研修、相互の交流等の連携をしています。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、普及・促進を図っていきます。

幼稚園及び認可保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を併せて行います。

1 施策の実施状況の点検

計画の着実な推進を図るために、関係各課による庁内会議を設置し、具体的施策の取り組み状況について確認するとともに、「大田区子ども・子育て会議」において、施策の実施状況に対する検証、評価を行い、その結果を公表していきます。



なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」において、年度ごとのニーズ量と確保方策を示しているものについては、年度単位で進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・都等との連携

計画に掲げる取り組みについては、区が単独で実施できるもののほか、法律等に基づき広域的に行われる事業もあるため、国や都、近隣自治体等との連携を深め、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、においては、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、国、都と連携し、推進するとともに、国・都に対して、産業界や事業者に対する雇用環境等の整備に向けた働きかけを要請していきます。

1 大田区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 5 月 31 日
条例第 43 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、区長の附属機関として大田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を調査審議し、区長に答申又は提言をする。

- (1) 区民及び関係団体との連携協働による子育て支援施策に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子育て会議は、区長が委嘱する委員 15 名以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 子育て会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第 7 条 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 子育て会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

2 大田区子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 5 月 31 日

規則第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大田区子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 43 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条に規定する区長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者 2 名以内
- (2) 区民 3 名以内
- (3) 子どもの保護者 1 名以内
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 4 名以内
- (5) 区内関係団体の推薦を受けた者 3 名以内
- (6) 区議会議員 2 名以内

(庶務)

第 3 条 子育て会議の庶務は、こども家庭部子育て支援課が処理する。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

3 策定経過

開催日	審議内容等
平成 25 年 8 月 1 日	第 1 回 大田区子ども・子育て会議 (1) 国の子ども・子育て関連 3 法について (2) 大田区子ども・子育て支援事業計画策定概要について (3) ニーズ調査の概要について (4) スケジュール案について (5) その他
平成 25 年 9 月 6 日	第 2 回 大田区子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育てに関するニーズ調査票について (2) その他
平成 25 年 11 月 13 日 ～11 月 25 日	子育て支援事業計画ニーズ調査実施 調査対象 大田区在住の 0 歳～11 歳までの子どもの保護者 就学前児童 配布数 6,000 通 回収数 3,199 通 回収率 53.3% 小学生 配布数 2,000 通 回収数 1,155 通 回収率 57.8%
平成 25 年 12 月 19 日	第 3 回 大田区子ども・子育て会議 (1) 「大田区子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査の単純集計（就学前児童保護者及び小学生児童保護者）について (2) 各委員からの意見 (3) 公聴会開催に伴う意見を述べる機会について (4) その他
平成 26 年 1 月 29 日	第 4 回 大田区子ども・子育て会議 (1) 子育て支援事業者からの意見陳述 (2) ニーズ調査のクロス集計について (3) 中高生世代アンケート調査票について (4) その他
平成 26 年 4 月 11 日	第 5 回 大田区子ども・子育て会議 (1) 「大田区子ども・子育て支援事業計画」アンケート調査票について（中高生世代） (2) 子ども・子育て支援事業計画策定概要について (3) 大田区教育・保育等の「量の見込み」算出結果について (4) その他
平成 26 年 5 月 29 日	第 6 回 大田区子ども・子育て会議 (1) 民間事業者の子育て支援の取り組みについて (2) 計画の基本的な考え方について（理念・視点・将来像） (3) 「量の見込み」のワーク・シートについて (4) その他
平成 26 年 6 月 4 日～ 6 月 18 日	「子ども・子育て支援事業計画」アンケート調査 調査対象 大田区在住の中高生 配布数 1,000 通 回収数 400 通 回収率 40.0%
平成 26 年 6 月 27 日	第 7 回 大田区子ども・子育て会議 (1) 「量の見込み」と確保策について (2) 子ども・子育て支援新制度における基準について (3) 平成 25 年度大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画実績報告について (4) その他
平成 26 年 7 月 30 日	第 8 回 大田区子ども・子育て会議 (1) 中高生アンケートの単純集計表について (2) 子ども・子育て支援事業計画 基本目標・個別目標について (3) 子ども・子育て支援新制度施行に係る条例（案）について (4) その他

開催日	審議内容等
平成 26 年 8 月 20 日	子ども・子育て支援新制度 区民説明会 場 所：嶺町集会室 大集会室 参加者数：40 名 保育預かり人数：11 名
平成 26 年 8 月 28 日	子ども・子育て支援新制度 区民説明会 場 所：入新井集会室 大集会室 参加者数：31 名 保育預かり人数：1 名
平成 26 年 8 月 29 日	第 9 回 大田区子ども・子育て会議 (1) 中高生世代アンケートのクロス集計について (2) 子ども・子育て支援事業計画 第 3 章 計画の基本的な考え方について (3) 子ども・子育て支援事業計画体系図について (4) 子ども・子育て支援事業計画 第 5 章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業について (5) その他
平成 26 年 8 月 31 日	子ども・子育て支援新制度 区民説明会 場 所：区役所本庁舎 201、202、203 会議室 参加者数：128 名 保育預かり人数：20 名
平成 26 年 10 月 29 日	第 10 回 大田区子ども・子育て会議 (1) 中高生アンケートクロス集計（性別・学年別）について (2) 子ども・子育て支援事業計画【未定稿】について (3) 新制度施行に伴う利用者負担（保育料）の設定の考え方について (4) その他
平成 26 年 11 月 20 日	第 11 回 大田区子ども・子育て会議 (1) (仮称) おおた子ども・子育てプラン 大田区子ども・子育て支援事業計画（素案） 第 3 期大田区次世代育成支援行動計画（素案） (2) その他
平成 26 年 12 月 3 日 ～12 月 22 日	(仮称) おおた子ども・子育てプラン 大田区子ども・子育て支援事業計画 第 3 期大田区次世代育成支援行動計画のパブリックコメントを実施
平成 26 年 12 月 9 日	子ども・子育て支援新制度 区民説明会 場 所：入新井集会室
平成 26 年 12 月 16 日	子ども・子育て支援新制度 区民説明会 場 所：嶺町集会室
平成 26 年 12 月 20 日	子ども・子育て支援新制度 区民説明会 場 所：区役所本庁舎 2 階会議室
平成 27 年 1 月 16 日	第 12 回 大田区子ども・子育て会議 (1) (仮称) おおた子ども・子育てプラン 大田区子ども・子育て支援事業計画・第 3 期大田区次世代育成支援行動計画【素案】 区民説明会及びパブリックコメント実施概要（報告）【配布】 (2) 子ども・子育て支援新制度に伴う保育料の仕組みの変更について (3) 子ども・子育て支援法第 31 条 2 項に基づく意見聴取 (平成 27 年 4 月 1 日みなし確認に係る特定教育・保育施設)
平成 27 年 2 月 5 日	第 13 回 大田区子ども・子育て会議 (1) パブリックコメントの意見について (2) (仮称) おおた子ども・子育てプラン 大田区子ども・子育て支援事業計画・ 第 3 期大田区次世代育成支援行動計画【案】 (3) 子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項、 第 43 条第 3 項に基づく意見聴取 (平成 27 年 4 月 1 日確認に係る特定教育・保育施設、特定地域型保育事業)

4 大田区子ども・子育て会議委員名簿

区 分	団体名等	氏名（敬称略）
学識経験者（2名）	明治学院大学	◎松原 康雄
	聖徳大学	○塩 美佐枝
区民（3名）	公募委員	高田 恭子
		河合 幸子
		鈴木 郁代
子どもの保護者（1名）	大田区立小学校 PTA 連絡協議会	小澤 牧子
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（4名）	私立幼稚園連合会	江尻 雅樹
	私立保育園連合会	加藤 保
	特定非営利活動法人男女共同参画おおた	古澤 里美
	社会福祉法人 大洋社	斎藤 弘美
区内関係団体（3名）	大田区3医師会	内山 浩志
	大田助産師会	田中 純子
	大田区民生委員児童委員協議会 （平成25年11月30日まで）	吉野 鷹夫
	大田区民生委員児童委員協議会 （平成25年12月1日から）	平石 昭夫
区議会議員（2名）	こども文教委員会 委員長 （平成26年5月25日まで）	鈴木 隆之
	こども文教委員会 委員長 （平成26年5月26日から）	海老澤 圭介
	こども文教委員会 副委員長 （平成26年5月25日まで）	馬橋 靖世
	こども文教委員会 副委員長 （平成26年5月26日から）	黒川 仁

※ ◎会長、○副会長

5 用語解説 (50 音順)

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

一時預かり保育

保育者の用事やリフレッシュなど、理由を問わずに利用できる保育事業のこと。

インターネット

世界規模でコンピュータネットワークを相互に接続したもの。インターネットにより電子メールやホームページの閲覧が可能になる。

【か行】

確実な学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

学童保育

就労等により保育を必要とする小学校の児童を対象に、放課後や学校休業日を安全に過ごせるよう指導員が保育を行うこと。

確認を受けない施設

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない施設のこと。

学校支援地域本部

区立小中学校の教育活動の充実及び発展を図るために、地域社会の協力により学習支援、環境支援などを行うことを目的として設置する学校支援組織。

家庭福祉員（保育ママ）

区が認定する、保育士等の有資格者で保育経験がある人、もしくは子育て経験のある人が、保護者との委託契約で生後43日から2歳未満の子どもを預かり、自宅またはグループ保育室で家庭的保育を実施する。

規範意識

社会生活を営む上で基本となるルール。

キャリア教育

子どもが自身の生き方について主体的に考え、進路や職業を選択・決定できる能力を養成する教育。

協働

区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

区民安全・安心メールサービス

震度3以上の地震などの防災情報や気象警報の発令や解除、防犯情報などを携帯電話にメール送信するサービス。

グループ保育室

自宅を提供しての保育が困難な家庭福祉員（保育ママ）が、複数で自宅以外の同じ施設を使用し保育を行う事業。

合計特殊出生率

1人の女性（15歳から49歳）が一生で出産する子どもの平均人数。

子どもSOSの家

地域の中から協力員を募集し、子どもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の一時避難場所。協力員の家や店舗には、「SOSの家ステッカー」を貼付している。

【さ行】

サイト

ひとまとまりの情報が置かれている、インターネット上の場所。

事業者

区内の製造業、非製造業、卸売・小売業、サービス業、商店のほか、専門的な資格や技術を持った区民やその団体、また商店街や工場同士の連携などの組織も「事業者」と位置づける。

児童虐待

児童虐待は、親または養育者によって子どもに加えられた行為の中で、子どもの心を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為をいう。大きく次の4つに分類される。

①身体的虐待、②育児放棄／ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待。

社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

周産期医療

妊娠後期から新生児早期（妊娠 22 週から出生後 7 日目まで）の期間の母体、胎児、新生児を総合的に管理すること。

小規模保育所

区が施設や職員の基準を定めた、定員 19 名までの保育所。東京都が進めているスマート保育所と同じ。

小中一貫

小学校で行われる内容と中学校で行われる内容を連携させ、一貫性をもたせた体系的教育などを行うこと。

ショートステイ

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

スキルアップ

技能や専門的能力を向上させること。

スマートフォン

携帯電話機の一形態を指す用語。パソコン機能を併せ持ち、インターネットを手軽に利用することができる、多機能携帯電話。

青少年対策地区委員会

地域社会の力を結集して、青少年を取り巻く地域社会の環境浄化と青少年の健全育成を図ることを目的に、自治会・町会代表、青少年委員、スポーツ推進委員、PTA代表、民生・児童委員、保護司、青少年団体関係者などによって構成される組織（特別出張所単位）。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言葉や行為。

【た行】

男女共同参画

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会を確保されることによって、ともに社会の活動に参画し、責任を担うこと。

定期利用保育

毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間（4時間以上）を柔軟に決められる保育事業。

適応指導教室

不登校状態の児童・生徒が家で引き籠りにならないよう、在籍する学校以外の場所で生活習慣の改善や学習指導を受けながら集団活動を体験できるよう設置した施設。

特別支援教育

障がいなどにより、学習上・生活上の困難がある子どもに対して、小中高校などに準ずる教育と自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする教育。

トワイライトステイ

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

ニーズ

社会的需要。

認可保育所

児童福祉法に基づく児童施設で、建物や園庭の広さ、保育者の人数、保育時間などについて国が定めた基準を満たし、自治体によって認可された保育園。

認可外保育所

児童福祉法第 39 条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする保育所で、同法第 35 条第 4 項の規程に基づく認可を受けていない保育所。乳幼児の定員が 6 人以上の保育所など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

認証保育所

都民の保育ニーズに応えるために創設された東京都の独自基準（0 歳児保育、13 時間所など）に基づく保育所。

認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく施設で、都道府県が定める認定要件を満たし、認定を受けたもの。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの、通常低年齢で発現する脳機能の障がい。

バリアフリー

障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策。

病後児保育

病気の回復期にある乳幼児を対象に、集団保育の困難な期間に、専用室などで保育を実施すること。

ファシリテーター

会議などにおいて、参加者の状況を見ながら話し合いを進行していく役割を担う人。

ファミリーサポート

育児の手助けを必要とする人（利用会員）と手助けをしたい人（提供会員）の両者を結び付け、保育園の送迎やお子さんの預かり等をサポートすることにより仕事と育児の両立や、子育てする家庭を支援する事業。

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

保育所保育指針

保育の内容やこれに関連する運営等について国が定めたもの。

放課後子ども総合プラン

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、国全体の放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、すべての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの）について、1万か所以上で実施することを目指すもの。

新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【ら行】

リスク

危険（性）。

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の適度なバランス。

**おおた子ども・子育てかがやきプラン
大田区子ども・子育て支援事業計画
第3期大田区次世代育成支援行動計画**

平成27年3月

発行：大田区 こども家庭部 子育て支援課
〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1272

FAX：03-5744-1525

